

「京都府公共事業景観形成指針」
【土木施設編】（案）

平成30年10月
京 都 府

目 次

1	目的	1
1-1	指針の目的	1
1-2	指針の位置づけ	2
1-3	景観とは	2
1-4	公共事業の役割	4
2	対象事業	6
2-1	対象事業	6
2-2	国、市町村、事業者との関係	6
3	景観形成の基本的な進め方	7
3-1	取組の流れ	7
3-2	地域特性の把握	8
3-3	事業実施段階別の留意事項	15
3-4	地域との連携	20
4	景観基準と景観形成	24
4-2	技術指針適用の考え方	27
4-3	基本指針	28
4-4	個別指針	31
4-5	個別指針（共通工種編）	36
5	景観形成の評価	40
5-1	評価の目的	40
5-2	評価の方法	40
	参考資料	41
I	京都府の景観施策	42
I-1	京都府の景観施策の経緯	42
I-2	京都府景観条例	44
I-3	『環(わ)』の公共事業ガイドライン	47
II	京都府の地域特性	50
II-1	自然的特性	50
II-2	歴史・文化的特性	52
III	地域景観形成計画	54
IV	検討する上での視点	56
V	Q&A	58
VI	用語解説	62

1 目的

1-1 指針の目的

本指針は、京都府の景観を保全・育成・創造し、府民共通の資産として未来に継承するために必要な公共事業の役割を踏まえて、京都府における公共事業による景観形成に関する基本的な考え方を示すものです。

本指針においては、公共施設整備における景観形成の基準を明確化することとしており、これにより、地域と連携した地域特性に応じた景観形成を積極的に推進し、公共事業における景観に配慮した事業執行を図ることとしています。

公共施設による景観形成にあたっては、地域の景観に関する特性を把握し、地域と連携した取組を進めることとし、具体の技術指針の適用にあたっては、地域特性を踏まえて、景観形成の基準を選定し、検討を進めることとします。

なお、本指針については、各事業での活用を通じ、必要に応じて内容を加筆・修正することで、充実を図っていくこととします。

また、本指針の変更にあたっては、改めて、京都府景観審議会の意見を聴くこととします。

1-2 指針の位置づけ

(1) 指針の位置づけ

京都府では平成19年に京都府景観条例(以下、「景観条例」という。)を制定しました。景観条例においては、平成16年に制定された景観法に基づく施策と地域の個性と特色を活かした良好な景観の形成に関する施策を総合的に推進することを目指しています。

これによって、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、府民生活の向上と地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することとしています。

景観条例第2条において、京都府は地域の特性に応じた良好な景観の形成に配慮して公共事業を実施することとしており、そのための指針を定めることとしています。

この度、良好な景観を形成するために必要な基礎知識や計画・施工・維持管理の各段階において、配慮事項等を示した「京都府公共事業景観形成指針(案)」を作成し、この指針を活用することにより、公共事業に携わる者が、公共事業の景観に対する影響や効果、責務を十分認識し、公共事業による良好な景観形成を積極的に進めていくことが必要です。

(2) 他の計画との関係

公共施設の整備計画については、道路、公園、河川等の施設毎に策定され、その計画において景観形成に関する検討が行われているものもあるため、事業の実施にあたっては、本指針で示す景観形成に関する視点だけでなく、各施設の整備計画等で示される景観に関する規定を加えて、総合的な検討を行うものとします。

1-3 景観とは

「景観」とは、地形や植生などの自然の要素と農地や植林地などの人手の加わった要素、並びに建物や道路などの人工物などの要素からなっており、全体を「景観」として捉えます。

「景観」は、長い間にその地域に適したものが作りあげられ、人々の生活、生業、祭事など、その地域の文化から醸し出されるものです。私たちは、その地域の息づかいや温もりなどを五感で受け止め、地域の景観に安らぎ、楽しさ、荘厳さなどを感じます。

つまり、景観は「地域の生活や文化を映し出す鏡」であり、地域力の指標と言えます。

また、良好な景観は府民共通の資産であり、景観には公共の側面が大きいことに留意しなければなりません。

こうしたことから、公共施設の整備にあたっては、景観形成に十分な配慮が必要です。

それでは、「視点(場)と主対象の関係」や「景観形成における対象範囲の捉え方」について確認しておきましょう。

(1) 視点（場）と主対象の関係

「景観」は「眺める人の位置（視点（場）」と「眺める対象（主対象）」に分けて考えることができます。

景観形成の検討にあたっては、視点（場）と主対象の関係を認識した上で、対象範囲を明らかにしていくことが重要です。

なお、山からの眺望のように主対象が明確でない場合もあります。

- 視 点 景観を眺める人の位置
- 視点場 景観を眺める人が存在する空間
- 主対象 眺めている対象群の中で、その景観の性格を規定し、ほかの対象に比べてより目立った対象
- 対象場 眺めている対象群から視点場と主対象を除いたすべての空間

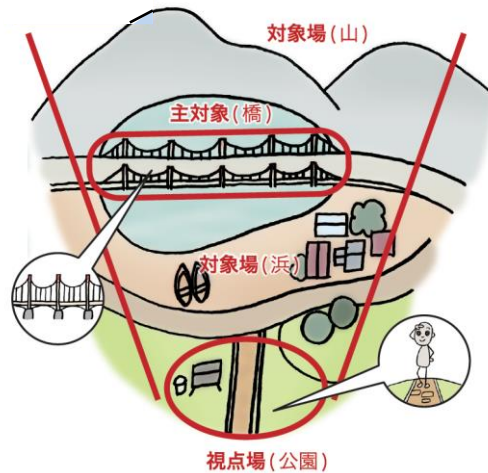


図-1 視点（場）と主対象の関係
（「京都府景観資産ガイドブック」より）

(2) 景観形成における対象範囲の捉え方

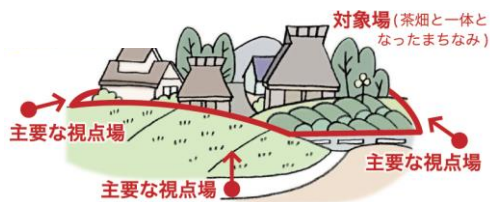
○ 視点場が点として特定される場合

山頂からの眺め、展望台からの眺めなど視点場が限定される場合の対象範囲



○ 視点場が線や面として特定される場合

対象場が明確である場合の対象範囲



主対象のみ明確である場合の対象範囲



図-2 対象場による対象範囲の捉え方
（「京都府景観資産ガイドブック」より）

1-4 公共事業の役割

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等との関わりの中で、人々の生活、生業、経済活動等と深く結びついて形成されます。こうしたことから、これらが調和することとなるようにその整備及び保全を図る必要があります。また、良好な景観は、観光、地域間交流、産業振興等に大きな役割を果たします。したがって、景観形成への取組が地域を活性化し、それによって更に良好な景観が形成されることとなるよう、整備及び保全が図られなければなりません。

公共施設は、府民の生活基盤であり、快適で暮らしやすい環境を創出・維持するものです。このため、公共施設による景観形成においては、公共施設が本来担うべき目的や機能を満たした上で、そうした目的等を損なうことなく、自然的特性や歴史・文化的特性、空間的特性に配慮し、地域と連携した景観形成を推進していくことが必要であることを忘れてはなりません。

そうした中、府、国、市町村、府民及び事業者のそれぞれが自らの役割を認識し、相互の連携・協働により取り組んでいくことが必要です。快適で暮らしやすい環境を創出・維持する公共施設は、視点を変えれば、地域の景観の骨格を形づくる要素となること、また長期にわたり景観を構成し、周囲に大きな影響を与える要素となることから、公共施設の整備にあたっては、自らが率先して景観形成に取り組み、周辺と調和を図っていくことで、地域の景観をリードしていくことが必要です。

公共事業における景観形成には3つの側面があります。

地域の良好な景観を「まもる」、地域に応じた景観を「つくる」、そして、地域の景観と調和した施設に「おさめる」の3つです。

公共事業の実施にあたっては、これら3つの側面に留意して、公共施設整備の方針を検討していく必要があります。



「まもる」

地域の良好な景観をまもる

歴史的まちなみ
市街地環境
自然環境



「つくる」

地域に応じた景観をつくる

公共施設のデザイン
公共空間との調和
都市空間の創出

「おさめる」

地域の景観と調和した施設におさめる

道路占用施設
屋外広告物
不法投棄対策



2 対象事業

2-1 対象事業

本指針は、京都府が実施する公共施設の設置及び管理に関する事業に適用することとし、対象とする事業は、以下のとおりとします。

① 道路・林道、②河川・水路、③海岸・港湾、④砂防・治山、⑤公園

法令等の定めにより本指針の適用が困難な場合、又は災害復旧等の緊急を要する事業、維持修繕に関する小規模な事業や、景観上の影響が少ないと考えられる事業については、適用しないことができるものとします。(上下水道等の地下埋設物、盛土、浚渫、森林の整備・保全に関する事業等)

また、大規模な橋梁、高架道路、ダム等については、地域の景観に対する影響が大きく、地域の象徴的な存在となり得ることから、本指針に規定されている内容も踏まえた上で、市街地等の視点場からの見え方をチェックし、デザイン等に配慮した整備内容の個別検討が必要です。

2-2 国、市町村、事業者との関係

本指針は、府が実施する公共事業を対象としていますが、国、市町村、民間事業者等他の事業主体にも、指針の趣旨等について、周知に努め、府が実施する事業の周辺で、国、市町村、民間事業者が事業を実施する場合等は、配慮を依頼します。

3 景観形成の基本的な進め方

3-1 取組の流れ

公共事業による景観形成の取組は、計画から維持管理までの各事業段階を通じ、統一した考えのもとに行われることが望まれます。

公共施設による景観形成の検討にあたっては、地域の景観やまちづくりの方向性等を把握し、住民との連携等、幅広い取組を進めることが必要とされています。

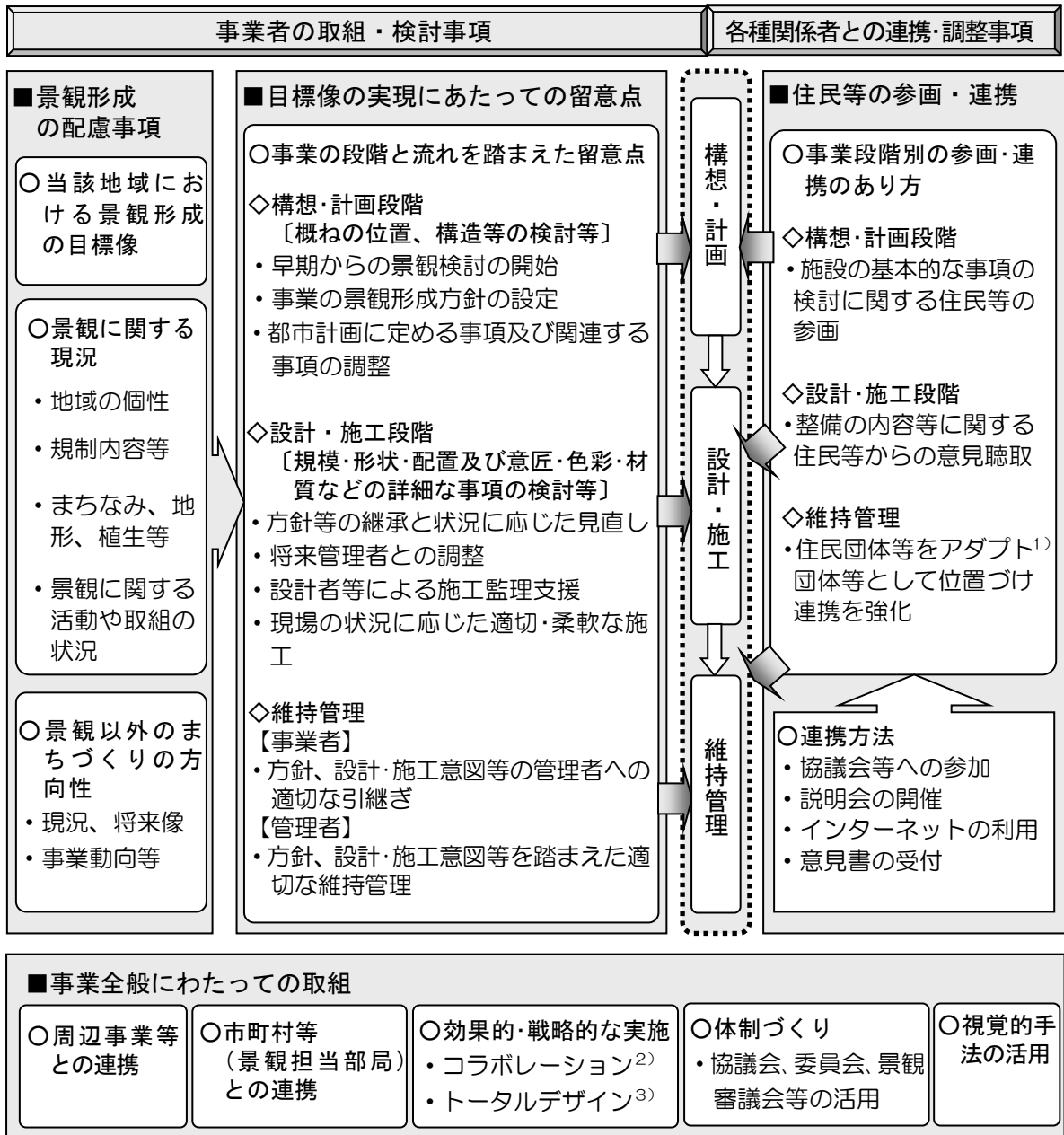


図-3 公共施設による景観形成の取組の流れ

（「都市整備に関する事業（案）」（国土交通省）より）

3-2 地域特性の把握

(1) 地域特性の種類

個性豊かな景観と調和し、さらに良好な景観を先導し、府民や地域住民に愛着を持たれるような公共事業を実施するためには、まずは、地域の景観特性を把握することが必要です。

景観に関する様々な計画、文化財の指定や市町村のまちづくりに関する計画など、景観に配慮していくべき区域が示されている資料を基に、景観に関する地域特性を把握し、評価することができます。

その中でも、特に公共事業による景観形成に配慮を要する区域においては、景観に関する調査を行い、計画地周辺地域の「自然」、「歴史・生活文化」や「空間の構成」などから景観特性や景観要素、周辺景観への影響等を読み解き、それらを公共事業の景観デザインに活かしていくことが求められています。

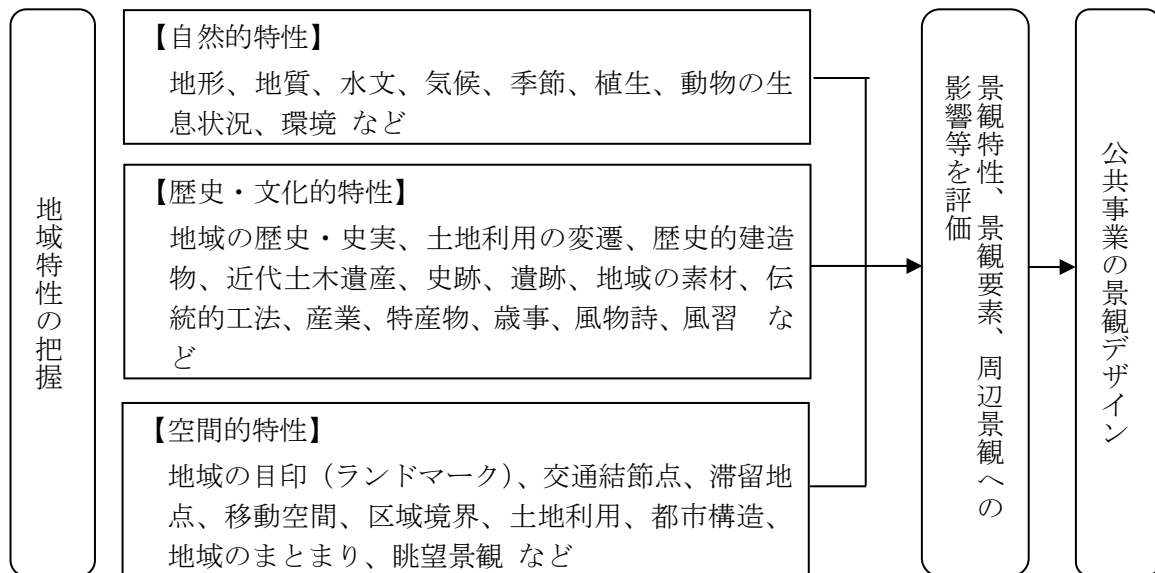


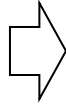
図-4 地域特性の把握

(2) 自然的特性

(ア) 自然的特性の捉え方例

○地形を把握する

特徴的な地形など



- ・眺め、特徴、連続性を損なわないように配慮
- ・ランドマークに活用
- ・川などの水辺は親水空間として整備

○地質、水文、気候などの条件を把握する

土壌、水循環、日
当たり条件など



- ・生態系への影響に配慮
- ・自然の遷移や復元力を活用

○四季の状態を想定する

季節による環境の
変化など



- ・四季折々の季節感を演出
- ・新緑や紅葉等の植生の変化を活用

○植生を把握する

植生分布、特徴な
ど



- ・周辺植生に配慮した緑化方法を選択
- ・眺め、特徴、連続性を損なわないように配慮
- ・特徴的な樹木などをランドマークに活用

○動物の生息状況を把握する

生息域、移動経路
など



- ・生息環境に配慮
- ・移動経路を確保

○全体の環境条件を分析する

環境要素の相互関
係など



- ・地域環境の核となる箇所を保全
- ・関係を分断しないように配慮

(イ) 自然的特性を捉える手法例

- ・ 文献資料や古い写真を収集します（地形や植生の変化、水辺や緑地の変遷など）。
- ・ G I S⁴⁾、航空写真等で自然的特性を把握します。
- ・ 地元関係者や専門家へ聞き取り調査を行います。
- ・ 現地調査を行います（地形、地質、水文、気候、季節、植生、動物の生息状況、環境など）。
- ・ 眺望景観の時系列的な変化に係る調査を行います。
- ・ 計画地周辺（狭域、中域、広域）の自然的特性（地形、植生、動物の生息状況、自然資源、土壤環境など）を地図上に整理します。

(3) 歴史・文化的特性

(ア) 歴史・文化的特性の捉え方例

○地域の歴史をひも解く

周辺の歴史や由来、史実、土地利用の変遷など



・空間整備に活用

○歴史的資源を見つける

古い建物や土木構造物、近代土木遺産などの歴史的資源



・まちの歴史を伝える拠点としての空間整備に活用

○地域の素材を見つける

地域の自然素材など



・素材の経年の変化（エイジング⁵⁾）を考慮した味わいのある景観づくりの演出
・地域景観と調和を図るために活用

○地域の固有の技を見つける

地域の伝統的な工法・技術など



・活用や再現により、地域の歴史や伝統を継承

○地域の産業に注目する

地場産業など



・それらが持つイメージなどを空間整備に活用

○文化的要素をイメージ化する

地域の工芸技術や特産物など



・形、色彩、イメージなどをバランスよく景観デザインに活用

○地域の行事や風習を把握する

地域の行事や風習
など



- ・その開催を妨げることのないよう配慮
- ・一層引き立たせるような演出

○自然的特性との関わりを把握する

地形、植生等の環
境と人々の営みと
の相互関係など



- ・関係性を損なわないように配慮

(イ) 歴史・文化的特性を捉える手法例

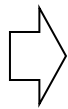
- ・文献資料や古い写真、古地図を収集します（地域の成り立ち、地名の由来、土地利用の変遷、暮らしぶり、生活文化等）。
- ・地元の学校の校歌にキーワードがないか調べます。
- ・博物館、資料館、図書館等で調べます。
- ・文化財、古木を調べます。
- ・地域の行事に参加します。
- ・地元関係者や専門家へ聞き取り調査を行います。
- ・現地調査を行います（人の流れ、暮らしぶりなど）。
- ・資源マップを作成します。

(4) 空間的特性

(ア) 空間的特性の捉え方例

○地域の目印や象徴となるものを見つける

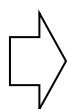
大規模な構造物、
山、川など



・ランドマークとするか否かを検討し、ランドマークとなるものは、その配置、規模、色彩や意匠等において周囲の景観の中で、ひときわ目立つように象徴性を確保

○人々が集まる場所を見つける

広場、駅、港、交
差点など



・地域を象徴し親しまれる特徴的な景観とするため、周囲の景観との調和に配慮しつつ、色彩や形態等を個性化

○線的に連続した空間を把握する

道路の利用形態、
河川の地域での位
置づけなど



・地域での生活や地形などの周辺環境に調和した連続性の確保
・地域社会を分断しないように配慮

○地域社会の性格やまとまりを把握する

地形、まちなみ、
地域活動など



・地域内で均一な特性を有する地域とするため、地域内で統一したテーマを持って景観を形成

○眺望景観を把握する

視点場や主対象の
把握

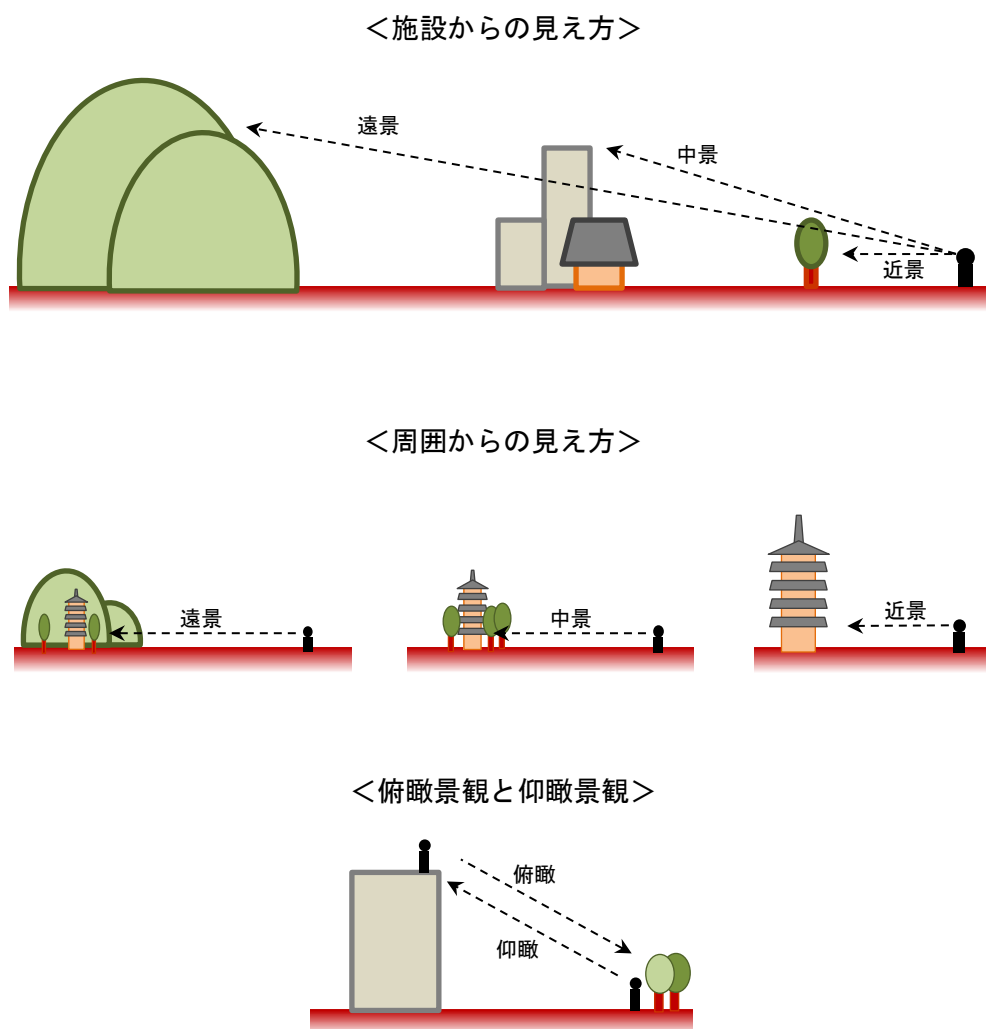


・平地からの俯瞰景観や山手からの俯瞰景観など、様々な視点場からの見え方に配慮
・計画する施設からの近景・中景・遠景に配慮
・施設からの眺望を活用

(イ) 空間的特性を捉える手法例

- ・ 景観計画、都市計画等による規制状況を確認めます。
- ・ 総合計画、都市計画マスタープラン等のまちづくり計画を調べます。
- ・ 現地調査を行います（景観の要素、視認性、色彩調査等）。
- ・ 地域のイメージを地図でまとめます。

（可能であれば、地域住民にイメージマップ調査⁶⁾を実施する）



図－ 5 「見え方」の違い

3-3 事業実施段階別の留意事項

(1) 計画段階

(ア) 公共施設の整備に関する方針の検討

公共施設の整備は景観形成においては地域の先導的な役割を担うものであるため、公共施設の整備に着手する計画を検討する段階において、地域の特性を把握した上で、公共施設整備による景観形成に関する方針を検討していくこととします。

なお、公共施設を整備する区域が、景観上、特に配慮を要する施設の周辺であって、「特に地域の景観形成を推進していくべき区域」(重点地区)であると判断される場合は、とりわけ、地域と一体となった景観形成の推進に向けた取組を検討することとしています。

(イ) 景観特性の把握

景観は、地形や気候、歴史や文化、また人々の生活や産業等、様々な要素が密接に関係して成り立っており、地域の景観資源を構成する要素を把握することが必要です。景観資源には、地形、植生、地域の歴史・文化、人々の営みや祭礼、周囲に立地する建築物等があげられ、景観形成は、これらの景観要素による地域の特徴を確認した上で取り組むことが必要です。また近年では、生物多様性の保全が叫ばれている中、例えば、連続する起伏に富んだ地形を分断するような道路ではなく、地形に沿った、あるいは迂回するような道路を検討することも必要です。

また、公共事業を実施する際には、まずは景観法に基づく景観計画、都市計画法、建築基準法等の各種関連法や、市町村の総合計画、都市計画マスタープラン等の関連計画を把握し、その地域の規制状況と将来の景観・まちづくりの方向について整理・確認することが必要です。

なお、既存の地域特性に関する調査資料としては、『環』の公共事業の「構想ガイドライン評価シート」や「実施ガイドラインチェックシート」のほか、京都府環境アセスメント情報や京都府公共事業評価審査委員会資料などがあります。

【主な規制・誘導方策】

- ・景観法：景観計画、景観農業振興地域整備計画、景観地区、準景観地区、景観協定
- ・都市計画法：風致地区、特定街区、高度地区、地区計画
- ・都市緑地法：緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域、緑地協定、市民緑地
- ・建築基準法：建築協定
- ・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律：歴史的風致維持向上計画
- ・文化財保護法：伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観
- ・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法：歴史的風土特別保存地区
- ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律：近郊緑地特別保全地区、近郊緑地保全区域
- ・生産緑地法：生産緑地地区

- ・自然公園法：自然公園（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）内の特別地域
- ・屋外広告物法：屋外広告物規制
- ・府・市町村が制定する景観に関する条例、要綱

(ウ) 視点場からの眺望・公共施設からの眺望

景観を考える際には、視点場と主対象の関係に留意することが重要です。

計画している公共施設が、どのような視点場から見られる可能性があるのかを事前に把握し、視点場からの景観について配慮して、景観形成に関する検討を進めます。また、良好な景観を有する地域への影響等について考慮した上で、公共施設整備と一体となって景観形成を進めるべき周辺の地域について景観の向上に向けた取組を検討することが望まれます。

自然景観が豊かな地域等の景勝地において公共施設を計画する場合は、公共施設からの眺望についても検討を行い、特に観光ルートとしての活用が見込まれるような地域においては、有効な眺望ポイントにおいて展望施設の設置などの必要な施設の整備を検討します。

また、眺望景観の評価については、朝日、夕日や夜景などの時間帯や紅葉・落葉・積雪などの季節により変化するため、地域の状況に応じて必要な時系列的な変化に係る検討調査を実施し、景観資源を有効に活用するよう配慮します。

(エ) 対象区域の設定

対象区域の設定にあたっては、景観上配慮を要する施設等、対象区域を設定する要因となった施設を中核にして、空間的に一体となった区域を設定することとします。その区域の境界は、河川や主要な道路などの地形地物により設定されるほか、地域活動との連携を図る場合には、自治会等の地域の活動主体の取組の範囲に区域を拡大して設定していくことも必要です。

また、空間的な一体性については、平面的に設定した区域のみで設定できるものではなく、景観に関する評価は、周囲に高い視点場がある場合には、そこからの景観や、高い位置に設置される公共施設にあっては広い範囲から見えるものであることを意識して対象区域を設定していく必要があります。

(オ) 事業計画の検討

○事業計画の検討の視点

良好な景観資源を有する地域において実施する公共施設の整備にあたっては、景観資

源の保全に配慮した位置の選定や事業計画規模の縮小を検討します。

また、視点場からの眺望や公共施設からの眺望を考慮する必要がある計画については、色彩や形状のデザイン性の必要性、夜間照明施設や展望施設の設置などについて、検討を行う必要があります。

○大規模施設に関する事業計画の検討

特に、地域の象徴的な存在となり得る橋梁、高架道路、ダム等の大規模な施設は、地域の景観に対する影響が大きいため、市街地などの視点場からの見え方をチェックし、事業計画の当初の段階から景観形成に関する検討を行う必要があります。

○整備スケジュール

景観形成に配慮を要する公共事業においても、当然のことながら、公共事業全体の事業費や当該公共施設の整備スケジュールの面から適切な計画となるよう考慮していく必要があるため、景観形成に関する検討にあたっては、前後の公共施設の整備スケジュールと整合を図ることができるよう、協議や計画策定に余裕を持って検討を進めることが必要です。

(2) 施工段階

(ア) 地域の景観要素に関する検討

計画段階で把握した地域の景観特性を踏まえ、より詳細に地域の景観の特徴を捉えます。

例えば、歴史・文化性が認められる地域においては、関係機関、市町村、地域住民等への聞き取り調査や文献調査を行います。

また、新市街地の形成が図られる地域においては、市町村や開発事業者の意向やまちづくりの方向性を把握します。

(イ) 維持管理の配慮

計画段階から維持管理にかかる費用や維持管理方法を考慮し、維持管理上の問題が生じない構造、形態、素材の採用に努めます。また、石材等の自然素材の使用においては、経年劣化を踏まえた維持管理方法について検討しておくことを心がけます。

植栽に関しては、年間を通じて適切な維持管理計画を立て、良好な景観の維持・保全を図ります。

管理上、留意を要する樹種については、管理形態を含めて検討する必要があります。

(ウ) 景観マネジメント

公共施設は、長期間にわたって府民に愛され、利用されることが求められるため、10年、20年、さらにはそれ以上の時の経過の中で変化する景観について考える必要があります。

既に歴史的な価値や趣を有している区域においては、その状態を適切に保全し、継承することが大切です。そのため、補修が必要な場合には、既存施設の保全を図りながら、形態意匠と調和するよう、可能な限り、同じ素材やデザインを受け継ぐことが重要です。また、新設の際にも、経済性や普遍性に配慮し、長期間使用できる素材や、維持・修繕が容易な素材等を選択することも重要です。

また、色あせや破損等劣化しにくい素材を用いて、いつまでも美しい状態に保つ工夫や、時の経過とともに周囲の景観になじむ工夫、時間とともに成熟して歴史的な趣を増す工夫をすることも有効です。

(3) 維持管理段階

(ア) 施設の長寿命化

あらゆる施設は時間の経過とともに劣化していくことは避けられないため、長期にわたる使用が求められる公共施設では、施設の用途や利用頻度、立地条件等に応じた維持管理方法や水準を設定し、日常の適時適切な維持管理と定期的な修繕を行うことで、長寿命化を図り、景観に大きな影響を与えないように努めます。

(イ) 施設整備の理念を継承

施設の修繕においては、当初のデザインの意図を十分に把握し、施設の形態意匠が著しく損なわれないよう留意します。例えば、特殊材料を用いた歩道ブロック等は、修繕時に同じ材料がない場合もあるため、必要に応じて、修繕・補修用の材料を保管しておくことも考えられます。

施設を大きく改変しなければならない場合は、当初のデザインの理念を継承し、既存部分の形態意匠と不統一とならないよう、調和を図ります。

なお、周囲の景観が変化して、当初のデザイン実施時とは状況が異なる場合は、より良い景観形成を図るため、改めて地域の景観を確認し、その特性に応じて工夫します。

また、占用工事⁷⁾等においても当初のデザイン理念を継承し、資材の意匠を変えないよう、再利用を含めた原形復旧に努めます。

(ウ) 施設の現況と住民ニーズを把握

施設を美しい状態に保つため、日々、自らが施設の現状をよく観察し、現況を把握します。また、利用頻度や利用者のニーズを的確に捉え、適切な維持管理につなげることが望まれます。

(エ) 意識の醸成と共有化

「雑草が生えたら抜く、汚れたらふき取る」といった基本的な維持管理の行動につなげるためには、管理者と利用者等の施設に対する愛着や景観形成に関する理解が必要です。

このため、官や民といった概念を変え、管理者と利用者等との連携・協働による施設内及びその周辺でのごみ拾いや緑化推進活動等を通じて、施設に対する愛着と景観形成に関する意識の醸成及び共有化に努めます。

3-4 地域との連携

(1) 事業段階別の参画・連携のあり方

良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることから、公共施設による景観形成の検討に関しては、地域の住民やその他関係者と積極的に連携を図ることが望まれます。

(ア) 計画段階における参画・連携のあり方

構想・計画段階では、事業の景観形成方針の設定と併せて、事業により整備される施設の概ねの位置、構造等の基本的な諸元等を含む事業概要について検討します。そのため、それらの検討にあたり、早期の段階から景観形成に関する情報公開・提供を行い、住民等の参画の促進に努めることが望まれます。その際、当該事業の目的や内容等を踏まえ、技術的な前提条件等を整理しておくことが必要です。

また、特に良好な景観を有している地域において公共施設を整備しようとする場合は、市町村や地域と連携し、公共空間としての整備が図られるよう、取り組んでいくことが必要です。

参考：「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン(H20.4.1)」

(イ) 設計・施工段階における参画・連携のあり方

設計段階においては、景観形成に関し、より具体的に施設の規模・形状・配置及び意匠・色彩・材質等についても検討します。これらの検討に際し、地域の方に愛着を持っていただく施設とするため、施工段階でも、植栽や付属物等の配置や仕上げ材の材質・色調の選定など、可能な範囲での住民参画が考えられます。なお、住民等が実際に施工に参加する場合は、事業の進捗との整合に十分留意するとともに、住民等が安全に施工現場に立ち入ることができるよう、配慮する必要があります。

(ウ) 維持管理段階における参画・連携のあり方

維持管理段階においては、従来から住民等の参画による修景、緑化、美化・清掃等が行われていますが、より活動の継続を図るため、住民等の景観の保全に関するニーズを把握し、アダプト¹⁾制度等を活用し、その活動を支援していくことが考えられます。また、この際には、設計・施工時の景観形成に関する意図を適切に説明することが望まれます。

○住民理解の促進

計画段階から地域の景観形成に関する理解が得られるように努めます。

○地域活動の促進

地域住民との連携・協働による公共施設整備を推進するため、地域活動が活発に行われている地域においては、地域活動の更なる促進を図るため、その取組に配慮した計画とするよう努めます。

また、地域住民による維持管理活動（清掃活動、緑化運動など）を支援し、アダプト¹⁾制度の適用に努めるとともに、地域住民による活動の展開を促進します。

（２）各種関係者との連携方法

良好な景観の形成は、市町村及び住民との一体的な取組が必要であることから、公共施設整備の方針、具体的な整備手法や維持管理の方法の検討、規制・誘導方策の活用などにあたっては、各種関係者と連携することが望まれます。

（ア）市町村

事業において景観形成を図る場合においては、当該地域における景観形成の目標像を的確に把握し、公共施設による景観形成に関する方針を適切に設定するために、市町村の景観担当部局と連携を図ることが望まれます。

事業の実施に合わせて規制・誘導方策の活用を図る場合においては、景観法や都市計画法、屋外広告物法をはじめとする景観に関する各種法律や景観に関する条例・要綱に基づく規制・誘導方策を実施する市町村の担当部局と十分に連携を図る必要があります。

さらに、当該地域の景観を統一・整合が図られたものとするため、周辺地域において都市整備のほか、緑地や水辺の景観整備が行われる場合は、十分に連携を図り、デザインの調整等を行うことが望まれます。

このほか、必要に応じて、観光、商工、農林水産、環境、文化、教育、防災、福祉などの担当部局との連携を図ることが望まれます。

施設の維持管理を適切に行うため、事業の景観形成方針や設計・施工の意図を継承するよう、配慮していきます。

(イ) 地域住民等

景観は住民の暮らしに密接に関係するものであることから、公共施設による景観形成に関する方針についての情報を住民等に適切に提供し、住民等の意見や提案の聴取など、住民等の参画に努めることが望まれます。また、ワークショップ⁸⁾の実施など、住民との協働・連携を図りながら進めていくことが考えられます。

情報提供の方法としては、ホームページへの掲載等のインターネットの利用、説明会又は公聴会の開催、意見書の受付などが挙げられ、事業の状況に応じて選択します。情報提供にあたっては、住民等と景観のイメージを共有できるよう、完成予想図等の視覚的手法による資料を用いることが望まれます。また、住民等からの意見や提案の内容については、事業への反映状況等の公表に努めます。

(ウ) その他の関連機関等

事業の実施にあたって、通常、連携を図る自治会のほか、当該地域において景観に関する活動を行う様々な関係者と連携を図り、必要な調整や各々の役割分担を行うことが望まれます。景観に関する活動を行っている者としては、民間事業者、NPO⁹⁾やTMO¹⁰⁾、公益法人などのほか、国の地方支分部局¹¹⁾、警察等の関係機関、観光関係団体、商工関係団体や電気事業、電気通信事業、鉄道事業等の公益事業者が挙げられます。

また、地域全体における良好な景観の形成を図るために、当該事業だけでなく、隣接又は関連する施設や周辺の事業などとも連携することが望まれます。隣接又は関連する施設の管理者や周辺の事業者との連携にあたっては、当該地域における景観形成の目標像等を共有し、その実現に向けてのデザインの調整などを行うことが望まれます。

公共事業の主体は、国、府及び市町村と様々で、府の公共事業においても担当セクションが分かれる場合があるため、事業相互の整合を十分に図り、公共施設の景観の連続性や一体性等が損なわれないように計画する必要があります。

例えば、連続する道路を異なった主体が整備する際には、一体的な景観形成につながるよう、景観形成の考え方や事業間の整合方法について、事前に関係者間で協議することが重要です。

(エ) 専門家等

公共施設による景観形成に関する方針や各段階における施設の位置、配置、規模、形状等の検討に際し、事業の状況を踏まえ専門家等から多様な意見を聴取することが望まれます。ここでいう専門家等とは、専門的な立場から指導・助言を行う者であり、都市計画・土木・建築・構造・造園・照明・デザイン・歴史・文化財などの専門技術を有する者が考えられます。専門家等の選定にあたっては、事業の特性に応じた中立性、公平性や地域への熟知度などを考慮することが望まれます。また、専門家等との連携にあ

っては、協議会・委員会等の設置や景観審議会の利用のほか、京都府景観条例に基づく景観アドバイザーの助言を受けることが考えられます。

4 景観基準と景観形成

4-1 景観基準の決定

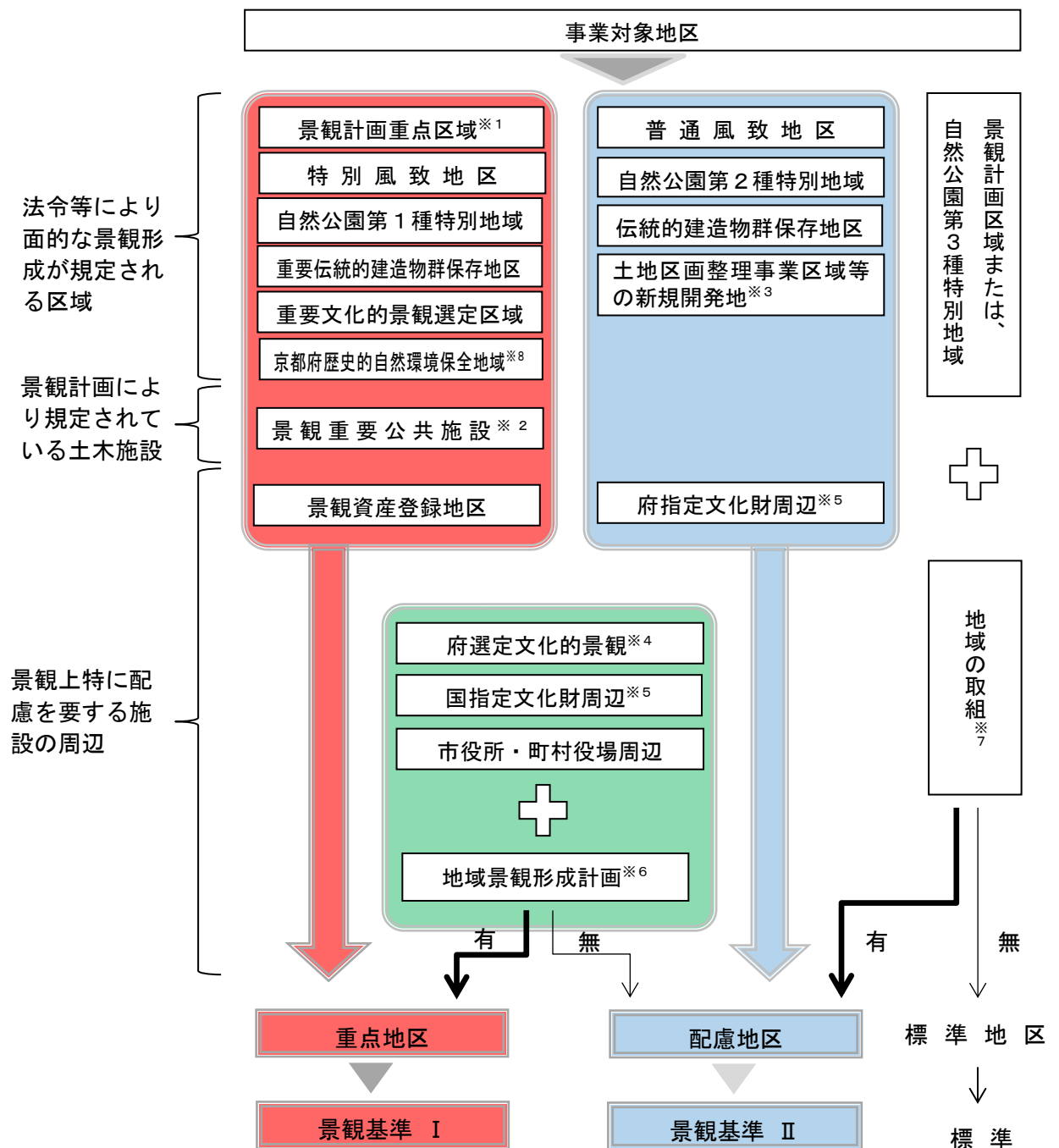
本指針では、地域特性に応じた 3 段階の景観基準により、公共施設整備を進めることと
しています。

対象区域については、3-3 (1) により把握した景観特性から、「法令等により面的な
景観形成が規定される区域」と「景観上配慮を要する施設等の周辺」の別、「地域景観形成
計画」や「地域の取組」の有無を考慮した上で、「重点地区・配慮地区・標準地区」のい
ずれかに区分し、それぞれの地区に応じた景観基準を適用することとします。

地区の判定は原則「景観基準Ⅰ・Ⅱ・標準」の3区分とし、それぞれは、図-6の「景
観基準決定フロー図」により決定することとします。

参考までに、表-1にそれぞれの景観基準のイメージを示します。



なお、事業実施にあたって、当該箇所に係る景観基準の適用を変更する必要が生じた場
合には、可能な範囲で指針の適用を見直すこととします。



- ※1 景観計画において、景観計画区域内で重点的に景観に配慮すべき区域として位置付けられている。
- ※2 景観計画において、景観計画区域内に位置づけられている景観重要公共施設。
- ※3 地区計画等で建築物の意匠に関する有効な規制が規定されている区域に限る
- ※4 景観資産に登録された区域内または景観府民協定が締結された区域内にある文化的景観で、府または市町村が保存及び修景のために必要な措置を講じているもののうち、重要なものとして、府が選定したもの（重要文化的景観は、景観計画区域等にある文化的景観で、国が選定したもの）
- ※5 国・府の名勝に指定された区域内または、隣接する区域に限る
- ※6 地区計画、建築協定、景観府民協定等で、建築物の意匠に関する規制がされているもの、事業実施と同時並行で策定するものも含む
- ※7 沿道の緑化運動や美化活動などアダプト¹⁾制度等を活用した地域の取組のうち、継続的なもの
- ※8 京都府環境を守り育てる条例において指定されている、自然環境が歴史的遺産と一体となって優れた歴史的風土を形成している地域。

図－6 景観基準決定フロー

表-1 景観基準のイメージ

		重点地区(景観基準Ⅰ)	配慮地区(景観基準Ⅱ)
整備イメージ		地域の景観形成と一体となった 公共施設の整備と 景観阻害要因の排除	景観に配慮した 公共施設の整備と 景観阻害要因の排除
	市街地	宇治市景観計画重点区域 (宇治橋通り) 	宇治風致地区 (京都宇治線) 
整備事例	市街地	歴史的なまちなみを有する観光地の商店街と調和した整備 ・まちなみに調和した色調による舗装 ・地域特性に配慮したデザインや色彩の照明柱 ・無電柱化	周辺の歴史的遺産と調和した整備 ・景観に配慮した舗装 ・歩道への植樹帯の設置 ・景観色の電柱 ・電柱への貼り紙防止処理
	自然景観地	天橋立周辺地域景観計画 景観重要公共施設 (岩滝海岸線周辺) 	自然公園第2種特別地域 (舞鶴市大浦半島) 
	市街地	周辺の自然景観との調和や天橋立への眺望に配慮した整備 ・周辺の自然景観に調和した色彩の歩道舗装 ・石材を活用した親水護岸 ・歩道照明の電気配線の地中化	自然景観との調和や周辺の眺望に配慮した整備 ・自然景観に調和した展望施設や車止め ・自然景観に調和した色彩の標識

4-2 各指針適用の考え方

- ・ 公共施設の整備にあたっては、各施設・工種における技術基準のほか整備を行う区域における整備方針や整備計画等に則するとともに、本指針で示す景観形成の観点を加えた整備内容となるよう総合的に検討するものとします。
- ・ 景観形成の検討にあたっては、周辺と一体感のある景観を形成することに留意し、計画段階において、整備を行う区域の地域特性に応じた基本指針の考え方を押さえた上で、表-2の区分により、個別指針のそれぞれの項目について検討することとします。
- ・ 個別指針については、「景観形成の考え方」を整理した上で、それぞれの「景観形成の配慮事項」として、各事業で特に留意すべき事項を「4-4 個別指針」で示しています。また、使用頻度の多い共通的工種に関しては、「4-5 個別指針（共通工種編）」において特に留意すべき事項を示しています。
- ・ 法令等の定めにより本指針の適用が困難な場合、又は災害復旧等の緊急を要する事業や景観上の影響が少ないと考えられる事業については、適用しないことができるものとします。また、大規模施設については、本指針に規定している内容も踏まえた上で、個別に検討することとしています。

表-2 個別指針の適用区分

	<景観基準Ⅰ>		<景観基準Ⅱ>		<標準>
4-3 基本指針	適用		適用		適用
4-4 個別指針	適用		必要に応じて適用		-
	道路	河川 水路	海岸 港湾	砂防	公園
4-5 個別指針 (共通工種編)	適用		必要に応じて適用		-
	斜面 法面	擁壁	護岸	舗装	付属物
4-6 景観阻害要因 の排除	適用		必要に応じて適用		-

4-3 基本指針

(1) 自然的要素

(ア) 自然地形の保全

- ・山並みや河川、海岸線など、地域景観の骨格となる自然的な景観の要素を保全するため、自然地形の活用や工法の検討等により、施設整備による地形改変が小規模となるよう努めます。

(イ) 自然豊かな景観の保全

- ・多様な自然景観を保全するため、大規模で画一的な土地造成をできるだけ避けます。
- ・自然豊かな景観の保全に努め、施設の位置・配置の工夫や多自然型工法（多自然川づくり）¹²⁾の採用等を検討します。
- ・自然豊かな地域においては、必要に応じて、生態系に配慮した工法等を採用し、自然豊かな景観の保全に努めます。

(ウ) 計画地の樹木、樹林地の保全

- ・良好な樹林地や象徴的な樹木の存する区域においては、位置や線形の配慮等を行い、自然豊かな地域景観を保全します。

(エ) 自然地形との調和

- ・地形のラウンディング¹³⁾を行うなど、自然地形との境界部におけるすりつけ等を適切に実施し、自然地形との調和に努めます。
- ・良好な自然景観形成のため、地域のランドマークとなる良好な自然地などを積極的に活用するよう工夫します。
- ・周辺地形や景観を活かした施設計画を行うことにより、自然地形との調和に努めます。

(オ) 周辺の自然景観との調和

- ・山間部や田園、海岸地域など、自然環境の豊かな地域では、自然景観を妨げるような施設整備をできるだけ抑え、周辺の自然景観の活用や、それらと調和した施設整備を検討します。
- ・主要な眺望点からの見えがかりに留意し、稜線や山肌への大規模な構造物は設置しないよう努めます。
- ・自然の景観を妨げない施設配置や構造の検討等により、眺望景観等の保全・活用に努めます。
- ・周辺の自然植生に配慮した植栽等により、自然景観との調和に努めます。

(カ) 緑化修景

- ・適切な緑化工法の導入により、周辺との緑の連続性を確保します。
- ・緑化修景に用いる植物材料は、地域の在来種の使用を原則とします。
- ・施設用途や使用場所に応じ、適切な管理が実施できるよう、必要に応じてアダプト¹⁾制度による維持管理手法を検討します。
- ・植栽や植え込み等による緑化修景を検討し、周辺景観との調和に努めます。
- ・生長後の景観形成や維持管理面を考慮して、樹種の選定を行います。

(キ) 緑とのふれあいの場の創出

- ・植栽による緑との身近なふれあいの場の創出を検討します。
- ・施設用途や使用場所に応じ、周辺の自然植生に配慮しつつ、花木や落葉樹等の季節感を活かした景観の演出を行います。

(ク) 親水空間によるうるおいの景観の創出

- ・うるおいのある水辺景観の創出のため、親水空間等の整備を検討します。
- ・水辺空間のもつ景観の連続性や上空への広がり留意した施設計画を検討します。

(2) 歴史・文化的要素

(ア) 周辺のまちなみとの調和

- ・周囲の土地利用状況や歴史・文化を把握し、景観形成に反映することにより、周辺のまちなみと調和した意匠、色彩を選定します。

(イ) 歴史や文化に根ざした地域景観資源の保全、活用

- ・歴史的建造物や伝統工法による優れた既存施設を地域景観資源として保全します。
- ・必要に応じて、歴史ある施設の新たな利用法の検討や意匠の継承を行うことにより、歴史的・文化的な要素に関する地域情報の提供や、良好な地域景観の形成に努めます。
- ・道標や石碑など、地域の景観要素である歴史的構造物について、保全に努めます。

(ウ) 伝統的な素材や工法の検討

- ・伝統的な技術や地域の素材、色彩等を尊重し、地域景観との調和に努めます。

(エ) 地域に根ざした自然素材の活用

- ・石材等の地域に根ざした伝統的素材などの積極的な利用を検討し、個性豊かな地域景観の形成に努めます。

(3) 空間的要素

(ア) 配置、構造、形態、意匠の工夫

- ・ 景観を構成する要素全体のバランスに配慮した各施設の形態、意匠等を検討し、地域景観との調和に努めます。
- ・ 周辺になじんだ景観とするため、施設や構造物の見えがかり面の植栽等による遮蔽や端部の処理等の工夫を行います。
- ・ 周辺の景観から突出したものとならないよう、過剰なデザインや色彩、装飾を避けます。
- ・ 人々の動きの起終点となる場所では、必要に応じて、地域特性を活かしたデザインの採用や植栽等による景観演出を行います。
- ・ デザインされた二次製品の使用や化粧型枠による構造物の表面処理等により、地域景観との調和に努めます。
- ・ 周辺と調和の取れたエイジング⁵⁾ 処理を施すことにより、圧迫感等の軽減に努めます。
- ・ 使用する色彩や素材に配慮し、同時に使用する素材や色彩を限定することにより、統一感や調和のある景観形成に努めます。
- ・ 煩雑な景観とならないよう、施設の数や位置、配置に配慮し、計画的な施設整備を行います。
- ・ 地域のランドマークとなるような施設は、形態・意匠等を検討し、象徴性を確保するように努めます。

(イ) 周辺のまちなみとの調和

- ・ 市街地内にあっては、積極的な緑化修景等により、周辺市街地における「緑の拠点」の形成に努めます。

(4) その他

(ア) 環境保全への配慮

- ・ 景観形成の推進にあたっては、環境保全への配慮に留意することとし、『環』の公共事業ガイドラインによる環境面や生態系に関する検討を踏まえた整備内容とします。

(イ) 周囲の公共事業との整合

- ・ 隣接する公共事業、関連公共事業等との景観的な調和や整合性に配慮し、一体的でまとまりのある景観形成に努めます。
- ・ 地域や施設間で、基調となる色や素材等の統一・調和を図り、まとまりのある景観の形成に努めます。
- ・ 他の公共施設等と隣接する場合には、一体的な整備を検討する等、景観の連続性や一体性の向上に努めます。

4-4 個別指針

(1) 道路

(ア) 景観形成の考え方

道路は、自然豊かな地域から市街地まで幅広い景観要素に接することにより、連続的な景観を形成する公共施設であると言えます。

道路における景観形成にあたっては、それらの特性を踏まえ、周辺景観との調和を図ることによって良好な景観の形成に努めるものとします。

また、整備を行う区間と既存の道路の区間との連続性に考慮した整備を行うものとします。

同時に、日常的に接する機会の多い施設でもあることから、沿道の地域特性や景観資源を活かしたきめの細かい景観形成に努めるものとします。

(イ) 景観形成の配慮事項

周辺景観等との調和を図る地域では、必要に応じて、石材等の自然素材を活用することや、無電柱化の検討等を行います。

歴史的なまちなみが残る区域では、舗装や道路施設のデザインに地域の意匠や色彩を活用することに努めます。

道標等を沿道のまちなみの景観を構成する要素として捉え、その保全を図るとともに、統一のとれたデザインなどに配慮します。

優れた眺望地や山間道路、海岸沿いの道路では、透過性の高い防護柵の設置等により、良好な眺望景観の保全・活用を図ります。

(2) 河川・水路

(ア) 景観形成の考え方

河川・水路は、自然豊かな地域から市街地まで幅広い景観要素に接することにより、連続的な景観を形成する公共施設と言えます。

河川・水路における景観形成にあたっては、それらの特性を踏まえ、周辺景観との調和に努めるとともに、河川の自然環境等を活用した良好な景観の形成に努めるものとします。

また、整備を行う区間と上下流の区間との連続性に考慮した整備を行うものとします。

河川・水路では、景観形成と生態系の保全とが相反する場合もあるが、景観形成にあたっては、環境面や治水上の安全面への配慮を前提とすることに留意する必要があります。

(イ) 景観形成の配慮事項

河畔林などが存する地域では、治水計画との整合を図りつつ、流下能力の確保に影響のない範囲において保全を図ります。

石碑などの歴史的構造物については、沿川の歴史・文化的な景観要素としてできるだけ保全を図ります。

自然豊かな区域や歴史的な遺構がある区域の堰や護岸等の構造物については、必要に応じて、多自然川づくり¹⁾²⁾や伝統的河川工法を用いるとともに、安全面等に支障のない範囲で石材等の自然素材を活用し、周辺自然景観との調和を図ります。

急な増水への対応など、利用者への安全が確保できる場所においては、必要に応じて、親水空間や散策の場を設置する等により、眺める場、水に親しむ空間としての河川への親水性に配慮します。

(3) 海岸・港湾

(ア) 景観形成の考え方

海岸は、自然景観の中に設けられることの多い公共施設と言えます。

海岸における景観形成にあたっては、海岸線等の周辺自然景観の保全及びそれらとの調和による良好な景観の形成に努めるものとします。

また、海岸線の持つ連続性、水際線の連続性や日和山¹⁴⁾への眺望性など、海岸ならではの景観形成についても配慮するものとします。

港湾施設は町に近いような部分もあり、個々の施設が持っている機能的な美しさと、外から見れば、それらが重なって港まちの景観を形成しているという点についても留意するものとします。

(イ) 景観形成の配慮事項

地域の景観要素である灯台等の歴史や文化に根ざした施設を活かした景観形成を図ります。

自然豊かな区域や歴史的な遺構がある区域の護岸等の構造物については、必要に応じて伝統的な素材や多自然型工法¹²⁾を採用するとともに、安全面等に支障のない範囲で石材等の自然素材を活用し、周辺自然景観との調和を図ります。

地域の景観として定着している海岸林（防風林、防砂林、自然樹林）の保全を図ります。

埋め立て造成地の護岸では、必要に応じて、階段護岸等を用いた親水空間の整備や緑化修景を行います。

(4) 砂防

(ア) 景観形成の考え方

砂防施設は、自然景観の中に設けられることの多い公共施設と言えます。

砂防施設における景観形成にあたっては、樹林地等の周辺自然景観の保全及びそれらとの調和による良好な景観の形成に努めるものとします。

(イ) 景観形成の配慮事項

地域の景観要素である歴史に根ざした砂防施設については保全を図ります。

構造物の前面に植栽を行う等、見えがかりを小さくすることにより、自然景観との調和を図ります。

構造物の整備にあたっては、必要に応じて、石材等の自然素材を活用し、周辺自然景観との調和を図ります。

できるだけ施設周辺部の緑化復元を図ります。

堰堤周辺等においては、必要に応じて、ふれあい広場の整備やポイント的な緑化修景等により、身近な緑の景観の創出に配慮します。

(5) 公園

(ア) 景観形成の考え方

公園は住民に身近な存在であるとともに、日常的に接する機会の多い公共施設と言えます。

公園における景観形成にあたっては、公園の特徴でもある「緑」を活かした良好な景観の形成に努めるものとします。

同時に、周辺地域の歴史・文化等の特性にも配慮したきめ細かな景観の形成に努めるものとします。

(イ) 景観形成の配慮事項

自然豊かな地域においては、必要に応じて、生態系に配慮し、自然豊かな景観の保全を図ります。

地域の伝統的な素材や色彩を活用し、地域景観との調和を図ります。

公園施設や駐車場内の積極的な緑化により、緑豊かな景観形成を図ります。

河川・池・海岸等の水辺空間を活かした公園整備等により、魅力とうるおいのある水辺景観の形成を図ります。

必要に応じて、公園施設に石材等の自然素材を活用し、周辺景観等との調和を図ります。市街地内にあっては、積極的な緑化修景等により、周辺市街地における「緑の拠点」の形成を図ります。

4-5 個別指針（共通工種編）

（１） 斜面・法面

（ア） 景観形成の考え方

斜面や法面はその構造特性から施工が広範囲となりやすく周囲の自然景観に対し影響を与えやすいと言えます。そのため、設計・施工の際には位置や工法を十分に検討し、施設の規模をできるだけ小さくするとともに緑化修景等により周囲の自然景観との調和に努めるものとします。

（イ） 景観形成の配慮事項

法面は緑化可能な勾配や工法を採用するように努め、周辺景観との調和を図ります。

構造物を設置する場合は、法肩や法面の前面への緑化修景等を行ない、構造物の堅固な印象の緩和を図ります。

緩勾配の法面工法や周辺と調和の取れたエイジング⁵⁾処理を施すことにより、法面の圧迫感等の軽減を図ります。

（２） 擁壁

（ア） 景観形成の考え方

擁壁はその構造上、周囲に圧迫感を与えやすい施設であるため、位置や工法を検討し、施設の規模をできるだけ小規模となるように配慮します。

また、意匠の工夫や自然素材の活用、植栽による緑化修景により周辺景観との調和に努めるものとします。

（イ） 景観形成の配慮事項

維持管理面を考慮した上で、必要に応じて、緑化ブロックなどの緑化工法等を適用し、擁壁の緑化修景を図ります。

土留めや石積等について、必要に応じて、現地の石材などの自然素材を活用します。

既設擁壁の取り合いも含め、できるだけ目立たせないための配置や工法等を選定します。

擁壁前面への植栽等により、壁面の見えがかりが小規模となるよう工夫し、威圧感や圧迫感の軽減を図ります。

(3) 護岸

(ア) 景観形成の考え方

護岸施設は陸域と水域との接点となる施設であり、陸域と水域の連続性を考慮し、うまいのある景観形成に努めるものとします。

また、自然生態系に配慮した工法を積極的に採用し、新たな自然景観の創出に努めるものとします。

(イ) 景観形成の適用事項

動植物等に配慮すべき箇所では、水域から陸域への移行帯（エコトーン）を設置するなど、自然豊かな景観の保全を図ります。

自然、歴史的に良好な景観が残る地域においては、伝統的な工法の採用を検討し、周辺景観との調和を図ります。

必要に応じて、現地の石材などの自然素材を活用し、個性豊かな地域景観の形成を図ります。

急な増水への対応など、利用者への安全が確保できる場所においては、周辺地域のニーズに応じて、親水護岸（緩傾斜護岸、階段護岸、護岸上部のラウンディング¹³⁾、護岸下部の平場など）の設置を検討します。

(4) 舗装

(ア) 景観形成の考え方

舗装の使用用途に応じ安全性や機能性を確保した上で、周辺の地域性や歴史・文化に配慮した意匠や色彩などの選定を行うことにより、地域特性に応じた景観の創出に努めるものとします。

(イ) 景観形成の配慮事項

特に歩道部において、自然素材や落ち着いた色彩の舗装材を活用した個性豊かなまちなみ景観との調和を図ります。

周辺地域になじみやすい素材や落ち着いた色彩の舗装を選定するよう努めます。

環境保全への配慮に留意することとし、必要に応じて、透水性舗装¹⁵⁾などを選定します。

(5) 付属物（照明、案内看板、ベンチ等）

(ア) 景観形成の考え方

照明や案内看板、ベンチなどの公共施設の付属物はそれぞれ景観のアクセントとなる施設であり、意匠や色彩の統一により統一感ある景観形成を目指すものとします。

また、煩雑な景観とならないよう、計画的な施設配置を検討し、施設の整理、統合に努めるものとします。

(イ) 景観形成の配慮事項

自然材を使用したストリート・ファニチャー¹⁶⁾、モニュメントを設置し、地域特性に応じた景観形成を図ります。

伝統的なまちなみが残る地域では、地域の伝統的な素材や色彩を用いて、まちなみ景観との調和を図ります。

自然の景観を妨げない施設配置や構造の検討等により、眺望景観等の保全・活用を図ります。

歴史的・文化的な要素に関する地域情報を積極的にPRするよう、情報揭示施設の整備を図ります。

地域情報を紹介する案内看板を地域固有の統一したデザインとする場合は、既存の案内看板においても、順次、統一したデザインとなるよう改善を図ります。

都市部や商業地区などの「にぎわい」の場においては、花木や草花等を活用した景観の演出を行います。

支柱の共用等、施設の統合により、すっきりとした景観の形成を図ります。

4-6 景観阻害要因の排除

(ア) 景観形成の考え方

公共施設による景観形成にあたり、併せて景観を阻害している要因を排除することも必要です。

公共施設内に設置されている物件については、総合的に検討した上で除却や改修を行うとともに、公共施設から眺めることができる地点に設置されている景観阻害要因については、植樹により視界域から除外したり、周囲と調和した色調に改修する等、景観形成を阻害しないよう、改修等に努めるものとします。

(イ) 景観形成の配慮事項

まちなみ等の景観形成を図る地域では、必要に応じ無電柱化等の検討を行います。

景観を阻害している要因については、植樹や化粧囲い等により公共施設からの視角から遮蔽する等により景観の向上を図ります。

煩雑な景観とならないよう、施設附属物の数や位置、配置に配慮し、計画的な施設整備を行います（必要に応じ占有者等への要請も必要です）。

支柱の共用等、施設を統合し、すっきりとした景観形成を図ります（必要に応じ占有者等への要請も必要です）。

5 景観形成の評価

5-1 評価の目的

景観形成の評価は、

- ① 指針による体系的な景観形成
- ② 自己評価を行うことで、景観への一層の理解と配慮を啓発
- ③ 公共事業に携わる職員の景観に対する意識の向上
- ④ 公共事業景観形成指針に基づく整備事例を蓄積し、以降に実施する事業の検討に活用を図ることを目的とします。

また、本指針に示す内容に基づき、府内の公共施設の設置や管理において、それぞれの地域性や周辺景観に配慮した取組が行われることにより、より良い景観形成の先導的役割を果たすことを期待するものです。

5-2 評価の方法

景観基準 I を適用し整備を行った事業については、京都府での景観形成に向けた公共事業の事例とするため、事業完了後に報告書を作成し収集します。

収集した報告書については、景観形成に向けた公共事業の実施事例として、今後事業を行う際の参考とするため各事業担当部局で共有します。

參考資料

I 京都府の景観施策

I-1 京都府の景観施策の経緯

景観法が制定された平成16年6月以降における京都府の景観施策（京都市分を除く）は、次のとおりです。

- H16. 6 「景観法」制定
- H16. 11 **「環の公共事業ガイドライン」策定**
評価項目の1つに「景観」を採用
- H17. 6 「景観法」全部施行
- H17. 9 **「環の公共事業ガイドライン」運用開始**
- H17. 12 「京の景観形成推進プラン」策定
- H19. 4 **「京都府景観条例」施行**
- H19. 12 **「環の公共事業ガイドライン（改定版）」策定**
- H20. 1 「京都府景観資産」第1次登録（8件）
- H20. 9 「京都府」が景観計画を策定
（関西文化学術研究都市景観計画、天橋立周辺地域景観計画）
- H20. 11 「宮津市」が景観行政団体に移行
（天橋立周辺地域景観計画を引継ぐ）
- H24. 10 **「京都府公共事業景観形成指針【土木施設編】（暫定版・案）」策定**

京都府内市町村 景観施策実施状況（平成30年4月現在）

広域振興局	市町村	景観行政団体となった日	景観計画施行(最終変更)	景観条例施行	景観資産登録	府選定文化的景観
山城	向日市	H23. 4. 1	未定	未定	2	1
	長岡京市	H19. 9. 28	H21. 7. 1	H21. 7. 1		
	大山崎町					
	宇治市	H17. 3. 27	H20. 7. 1 (H25. 4. 1)	H20. 7. 1		
	城陽市				1	
	久御山町					
	井手町				2	1
	宇治田原町				1	
	八幡市				1	
	京田辺市				1	
	木津川市					
	精華町				1	
	笠置町					
	和束町	H25. 11. 1	H28. 6. 20	未定	1	1
南山城村	H28. 4. 1	未定	未定	1	1	
南丹	亀岡市	H22. 4. 1	H27. 10. 1	H27. 10. 1	1	
	南丹市	H17. 12. 9	H26. 4. 1	H26. 4. 1	2	
	京丹波町				1	
中丹	福知山市	H20. 7. 1	H25. 12. 1	H25. 12. 1	4	2
	綾部市				1	1
	舞鶴市					
丹後	宮津市	H20. 11. 21	H20. 11. 21※(H26. 4. 1)	H20. 11. 21	2	1
	与謝野町					
	京丹後市				4	2
	伊根町	H23. 4. 1	H26. 4. 1	H29. 4. 1		
合計		移行済 10/25	策定済 8	施行済 7	26	10

※ 京都府の景観計画を継承

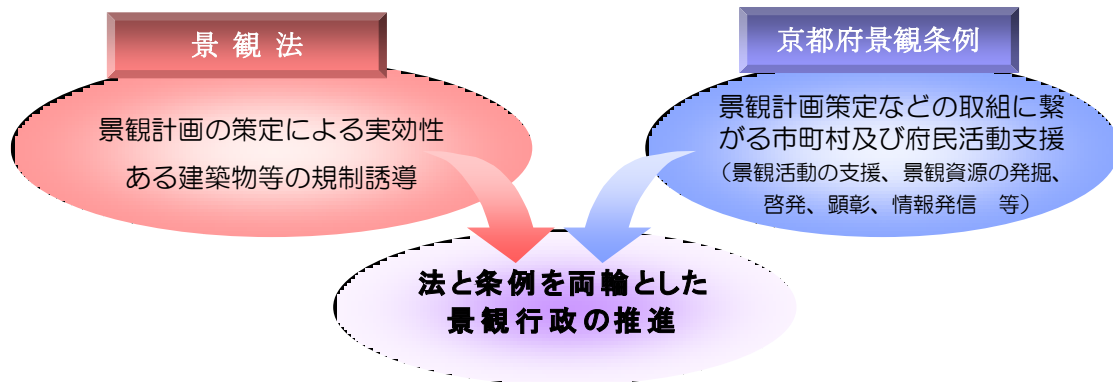
以下、「京都府景観条例」と「環の公共事業ガイドライン」の概要を示します。

I-2 京都府景観条例

(以下、「京都府景観条例のあらまし」より)

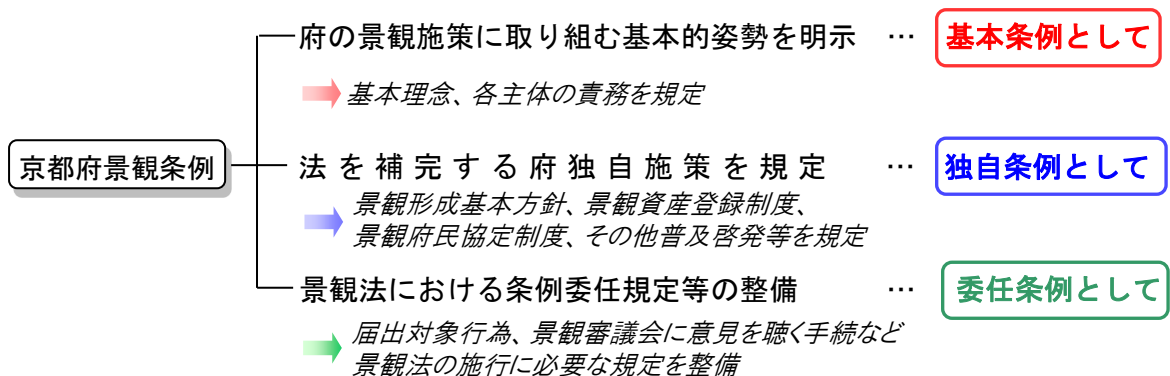
ア 景観条例のねらい

景観法が平成16年に制定され、地域の特色や実状に応じた景観形成を推進していく仕組みが整備されましたが、京都府においても、府民や事業者の自主的な取組や行政との連携した活動により、地域の良好な景観の保全や形成を図るため、景観条例を平成19年に施行し、法律と条例を両輪とした景観形成を推進しています。



イ 景観条例のあらまし

景観条例は、その目的別に3つの分野から構成され、公共事業による良好な景観形成を推進するため、公共事業景観形成指針を策定することとしています。



府における良好な景観の形成のための基本理念を定め、景観法に基づく施策とともに、地域の個性と特色を活かした良好な景観の形成に関する施策を総合的に推進することにより、潤いのある生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図るため、この条例を制定します。

1 府民の資産として良好な景観を将来へ継承

- ・ 府民共通の資産として、受け継ぎ、育て、かつ、創造して、将来に継承されることとなるよう、整備及び保全を図ります。

2 景観の成り立ちの認識と生活、生業、経済活動等の調和

- ・ 地域の自然、歴史、文化等とのかかわりの中で、人々の生活、生業、経済活動等と深く結びついて形成されることから、これらが調和することとなるよう、整備及び保全を図ります。

3 景観形成の取組と地域活性化

- ・ 景観に関する取組を通じて地域が活性化し、その地域の活性化により、更に良好な景観が形成されることとなるよう、整備及び保全を図ります。

4 各主体の役割分担と協働

- ・ 府、市町村、府民及び事業者の適切な役割分担と協働の下、それらの積極的な取組により、整備及び保全を図ります。

京都府の責務

- 基本理念に則り、総合的かつ計画的景観施策を策定し実施します。
- 地域特性に応じた景観に配慮した公共事業を実施します。
- 市町村、府民及び事業者の主体的かつ積極的な取組を支援します。

府民の責務

- 基本理念に則り、良好な景観形成に関する理解を深め、積極的な役割を果たすよう努めます。
- 府が実施する景観施策に協力していただきます。

事業者の責務

- 基本理念に則り、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めていただきます。
- 地域社会の一員として、府が実施する景観施策に協力していただきます。

役割分担と協働の関係



- ▶ 身近な景観形成やまちづくりの取組は府民・事業者・市町村が主体です。
- ▶ 京都府は、この3者の繋がりを基本として、必要な支援や協働の取組を進めます。

良好な景観形成推進の礎づくり・人づくりを進めます。

良好な景観の形成に関する施策

京都府景観形成基本方針の策定

府域の良好な景観の形成に関する施策目標、施策体系等を示し、景観施策を総合的かつ計画的に推進します。

公共事業景観形成指針の策定

府の公共事業の計画・施行・管理の際の景観に関する配慮指針を策定し、公共事業による良好な景観形成を推進します。

景観への理解を深める

府民等が、地域の魅力ある景観の価値を認識し、理解を深め、自主的取組が進むよう、研修会の実施、学校教育分野における景観学習支援、表彰等の普及啓発施策を実施します。

景観計画策定に繋がる府民活動を支援する仕組みを創設します。

景観資産登録

良好な景観の形成に資する単体の建造物や樹木、まちなみ、眺望点などを景観資産として登録します。

景観府民協定

府民が主体となったきめ細やかなルールづくりを支援します。(全員合意による協定を認定)

景観法等を活用した景観形成を推進します。

景観計画策定方針の明示

府は、広域的景観資源や府を代表する景観資源を含む地域において、必要な場合に景観計画を策定します。

市町村への支援

府は、市町村が景観行政団体として施策を実施することとなるよう、必要な支援を行います。

文化的景観の形成

重要文化的景観の選定(文化財保護法)とともに、府独自基準での文化的景観の選定(府文化財保護条例)を推進するとともに、その保存および活用を図るための施策を実施することにより、府の特徴ある文化的景観の形成を推進します。

(重要文化的景観は景観計画区域及び景観地区内で選定、府選定文化的景観は国選定対象区域に加え、景観資産登録、景観府民協定認定地区からも選定)

農山漁村における景観の形成

農林漁業及び観光の振興等による地域の活性化を図るための施策を実施することにより、農山漁村における良好な景観の形成を推進します。

景観法の施行に関する事項

京都府が景観行政団体として景観法に基づく景観計画の策定及び運用に当たり、必要な規定を定めます。

- ▶ 景観計画の策定、景観計画に基づく届出に対する勧告行為及び変更命令等を行う場合の京都府景観審議会への意見聴取の規定
- ▶ 届出を要する行為及び変更命令等の対象とする行為のうち、景観法において条例で定めるべき事項とされている事項

京都府景観審議会

府域の景観形成の推進に関する調査審議機関として京都府景観審議会を設置します。

- ▶ 京都府景観形成基本方針及び公共事業景観形成指針の策定の審議、景観資産の登録時の意見聴取
- ▶ 景観法に基づく、勧告及び変更命令等を行う際の意見聴取
- ▶ その他の府における景観形成の推進に関する重要事項の審議

I-3 『環(わ)』の公共事業ガイドライン

(以下、「『環』の公共事業ガイドライン」より)

ア 策定の趣旨

『環』の公共事業行動計画（平成15年）は、府の公共事業を環境共生型の地域社会を築くための公共事業へと導いていく指針となるものであり、公共事業による環境への負荷を低くしていくこと（環境にやさしい）、失われた自然環境や地域固有の景観を再生していくこと（環境をつくる）、持続可能な循環型社会の基盤づくりを進めていくこと（循環をささえる）を目指しています。

ガイドラインでは、この『環』の公共事業の考え方を、府が実施するすべての公共事業において具現化していくため、構想・設計・施工・管理など公共事業の各段階における事業評価や実施の基準を示しています（平成16年策定、17年運用開始）。

イ 施策の基本方向

『環』の公共事業の考え方をもとに、環境への負荷の低減のみならず積極的に環境を創り出す視点を含めた「ガイドライン」を策定し、原則として府が実施するすべての公共事業に適用しています。

特に、この「ガイドライン」においては、先駆的な取組として、事業実施に至る前の構想や再評価の段階で、環境の視点から公共事業を総合的に評価する仕組みを導入し、環境にとってプラス評価となる事業を積極的に推進する一方、環境にとって著しいマイナスと評価される事業については、たとえ経済的視点からの評価が高くとも見直しています。

「ガイドライン」に基づく評価については、府内部での自己評価に加えて、第三者機関や府民による評価が適切に行われるようにしています。

ウ 『環』の公共事業ガイドラインの考え方

ガイドラインは、公共事業の構想や再評価の段階で適用する「構想ガイドライン」と、設計・施工・管理段階で適用する「実施ガイドライン」の2本立てとしています。

「構想ガイドライン」、「実施ガイドライン」による評価や点検を通じて得られたデータや情報については、体系的に蓄積し、「ガイドライン」の見直しや、以降の公共事業の評価・実施の改善等に活用しています。

構想ガイドライン

「構想ガイドライン」は、公共事業の実施・中止等を判断するための価値基準として、従来の経済評価軸（費用対効果などによる評価）とは別に、新たに環境（地域の自然、生活、文化）の評価軸を提示するものです（「景観」は「文化」の中に位置づけられています）。経済評価軸に加えて、この環境評価軸に基づく複眼的な評価により、公共事業を実施するかどうかを判断します（これは京都府独自のシステムです。）。

○重点的取組

①住民等参加による横断的評価の実施

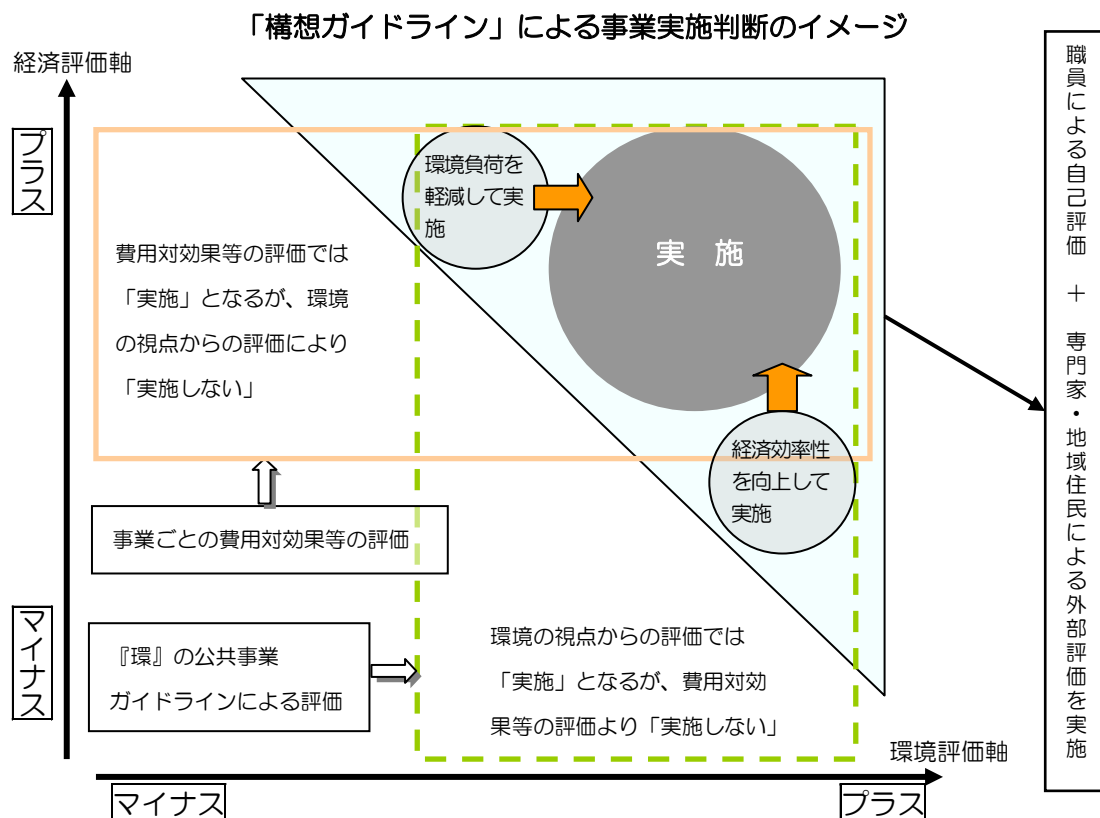
『環』の公共事業行動計画検討委員をアドバイザーとして、地域住民等の参画を得ながら、小流域等の地域を単位に、関連する公共事業を横断的・総合的に評価します。

②府の評価結果の外部有識者評価の実施

経済評価軸と環境評価軸による複眼的な評価を、より客観的に進めるため、構想段階のすべての事業を対象に、府（職員）による評価結果を、『環』の公共事業行動計画検討委員会により評価いただきます。

③定量的評価手法の強化

事業実施可否の判断を含む戦略的な環境影響評価を目指して、構想段階の評価について、5段階評価とするとともに、評価事項を充実させます。



『環』の公共事業構想ガイドライン評価シート

		作成年月日	平成 年 月 日			
		作成部署				
事業名		地区名				
概算事業費		事業期間	平成 年度	～平成 年度		
事業概要						
目指すべき環境像						
関連する公共事業	◎施工地付近で行われている公共事業について記述					
評価項目		主要な評価の視点	選定要否	施工地の環境特性と目標	環境配慮・環境創造のための措置内容	環境評価
地球環境・自然環境	地球温暖化(CO ₂ 排出量等)					
	地形・地質					
	物質循環(土砂移動)					
	野生生物・絶滅危惧種					
	生態系					
	その他					
生活環境	ユニバーサルデザイン					
	水環境・水循環					
	大気環境					
	土壌・地盤環境					
	騒音・振動					
	廃棄物・リサイクル					
	化学物質・粉じん等					
	電磁波・電波・日照					
	その他					
地域個性・文化環境	景観					
	里山の保全					
	地域の文化資産					
	伝統的行祭事					
	地域住民との協働					
その他						
外部評価	◎評価の結果を踏まえ特に留意すべき事項について記述 ※この欄は、記載内容に応じて欄を大きくする。					

Ⅱ 京都府の地域特性

Ⅱ－1 自然的特性

ア 気候

京都府は日本海から内陸に至る南北に長い地域となっているため、北部は日本海型気候に属し、冬期に積雪が多く見られるのに対し、南部は比較的温暖な瀬戸内海気候に属し、山間部や盆地では寒暖の差が大きいなど、内陸性気候の特色も持ち合わせている。

(以下、京都府レッドデータブック「地域生態系の概要」より)

北部では、対馬海流が近くを流れるために、その影響を受けて年間の気温の格差は少なく、特に冬はかなり温暖になる事が特徴であり、南部とくらべても1～2℃程度しか差がない。しかしこの暖かい対馬海流の影響で冬の積雪は多く、日本全体の中でも豪雪地帯となっている。

中部では、日本海型と太平洋型の中間的な気候であるが、高原上では内陸的な気候を持つために、夏の高温と冬の低温が特長的である。

南部では、気候区としては太平洋側の瀬戸内気候区に属しているとされているが、併せて内陸的な気候の影響も強く、京都盆地の底冷えや酷暑はよく知られている。

イ 地形

京都府は日本列島のほぼ中央部に位置しており、日本海側から内陸部にいたる南北に細長い形態をしており、その長さはおよそ150kmに達する。

北部は日本海に面して、比較的狭い平野部をもって山地に至っており、海岸部は複雑なリアス式海岸が多く、日本海に突出した丹後半島がかかえこむ若狭湾には宮津や舞鶴などの小湾が発達している。日本海に流れ込む数本の河川は、それぞれその中流部に沖積盆地¹⁷⁾を形作り、また上流部では山地で急峻な溪谷を形成している。

中央部は丹波高原と呼ばれる山地で、日本列島の脊梁山脈¹⁸⁾の一部であり、京都府域を日本海側と太平洋側とに区分して、その中には亀岡、福知山などを含む小盆地が点在し、また桂川や由良川の源流となる河川の河岸段丘¹⁹⁾などが各地に発達している。この丹波高原は老年期の高原状山地であり、西側はなだらかに兵庫県の山地に続き、東側では安曇川の断層谷で終わる。この丹波高原では、1000メートルを越える山地はなく、滋賀県との境に近い京都府中央部の東側に皆子山(972m)、峰床山(970m)、三国山(959m)、鎌倉山(951m)などの京都府では最も高い山が集中している。また丹波高原の南側も京都北山連

峰として愛宕山（924m）や竜ヶ岳（921）、棧敷ヶ岳（896m）などの山地が見られる。

京都府南部は、桂川、宇治川、木津川の三つの河川の扇状地がひろく広がり、山城盆地となって広い平野部が形作られており、これを取り囲む山地と丘陵地で構成されている。これらの三つの河川は、この山城盆地に達する前には、周辺の山地に深い溪谷を形成している。

（京都府レッドデータブック「地域生態系の概要」より）

ウ 植生

前述のような気候や地形を反映して、京都府の植生が形作られている。すでに府内の植生図などもつくられており、その詳細は明らかになっているが、大きくは海岸から低地、丘陵、低山まで、およそ海拔 500m 程度までがシイ・カシ帯（照葉樹林帯）であり、そのシイ・カシ帯を、シイ帯（下部照葉樹林帯）とカシ帯（上部照葉樹林帯）とに分けている。また、そのシイ・カシ帯の上部をブナ帯（夏緑広葉樹林帯）が占めており、高山が存在しないために、亜高山帯の植生は見られない。

また内陸性の気候を持つ地域があることもあって、いわゆる中間温帯と考えられるモミ林などが見られる部分がある。

このような原植生に対して、人の定住、伐採などの影響を受けて、二次林や草原が成立し、また地形的な原因で湿地性の植生や水生生物が優占する環境等が成立している。

（京都府レッドデータブック「地域生態系の概要」より）

エ その他

「『環』の公共事業行動計画 記入要領」（平成 18 年 3 月 京都府土木建築部）には、レッドデータ関連資料として、次のような資料が掲載されている。

- 配慮すべき野生生物（リスト①）
- 配慮すべき生態系（リスト②）
- 配慮すべき生態系（資料①）
- 配慮すべき地形・地質（リスト③）

特に、京都府の地域特性を把握するにあたっては、北部と南部で大きく異なる点に留意する必要がある。

Ⅱ－２ 歴史・文化的特性

ア 歴史

歴史的な地域区分としては畿内の山城国と、山陰道の丹波国と丹後国から成り立っている。明治期に山城国と北の各諸藩領により、京都府が成立し、その後、丹波国、丹後国が編入されて、1890年の府県制公布時以来継承され、現在に至っている。

文化財としては京都府には先史以来あらゆる時代にあたる文化財が所在しており、特に山城に都が営まれてから、政治、経済、文化の中核機能を果たしてきたことにより、中央的性格を持つ文化財が数多く集中している。

文化財の京都府内での分布を見ても、その歴史過程を反映して、内容及び量ともに違いが見られ、歴史的な地域区分を考慮した景観整備の方向が求められる。

		北 部	中 部	南 部
歴 史	区 分	○江戸時代における丹後国と丹波国にあたり、33ヶ所の城下町をもつ。 ○明治初期には、一時久美浜県、豊岡県があったが、その後京都府に編入された。	○江戸時代にはほとんど丹波国に属し、亀岡と園部に城下町があった。 ○明治期と現在の行政区分には、大きな差はみられない。	○平安京があったなど、古くから開けた地域で、江戸時代には、山城国がおかれ淀城があった。 ○明治期には京都市街地では区制が施行され、その他は、ほとんど現在と同じ行政単位であった。
	文 化 財 等	○海岸線周辺は、縄文・弥生時代の遺跡が多く残る日本屈指の古い文化地帯である。	○畿内から山陰への回廊的役割を果たしており、両文化圏の中継ないしは漸移地帯をなしてきた。	○古くから都があったことから、数多くの文化財があり、その分布は京都盆地全域に広がっている。

<歴史的建造物>

- 府内には先史以来あらゆる時代にわたる文化財が所在しており、特に平安京の造営以来、政治・経済・文化の中核機能を果たしてきたことから、中央的性格を持つ文化財が数多く分布している。特に歴史的景観の重要な資源として、社寺などの歴史的建造物や史跡、名勝などの記念物が数多く各地に分布し、各地区の景観を特徴づけている。
- こうした歴史的な資源は文化財として、また、周辺の歴史的な環境も含め、文化財環境保全地区などに指定されている。

<伝統的集落>

- 歴史的な地域区分として畿内の山城国、山陰道の丹波国と丹後国から成り立っている。近世以降、淀領藩以外は大藩はなく、いくつかの藩に分かれ、各藩主所在地は城下町や陣屋、代官所として発展し、現在の各都市の骨格が形成された。
- また、京の都と各地を結ぶ街道が府内各地を経て地方とつながり、各街道筋には宿場町が形成されていた。しかし、明治以後、鉄道の開通や新たな道路整備などにより、各街道筋の町並みは徐々に変化を続けて、所々に昔の宿場町の面影を残す程度である。
- 一方、市街地周辺部においては茅葺屋根などが点在する集落景観が見られ、背景の山々とともに優れた田園景観を形成している。

(「京都府都市景観形成マニュアル」より)

イ 生活文化

地域の自然景観と密接に結びついた歴史的風土を作り出している伝統的建造物群やまちなみ、史跡・名勝・天然記念物と密接に結びついた民俗芸能や風俗・慣習、生活と密接に結びついた伝統産業や伝統工芸などは、京都の様々な文化的景観を形づくる重要な要素であり、京都の貴重な財産として、生活環境や自然環境と一体的に保全し、より豊かなものとして将来に伝えていくべきものであると言える。

さらに、京都の人々が長い年月をかけて育み受け継いできた、自然を無理なく生活に取り入れる習慣、ものを大切にする習慣などの優れた生活文化を改めて見直し、その継承と活用、振興を図っていくことも必要である。

(「京都府環境白書 平成21年度版」、文化財保護法などより)

Ⅲ 地域景観形成計画

本指針においては、地域の景観と調和した公共施設による景観形成を進めていくことを基本としている。

公共施設の整備を図る区域において、地区計画、建築協定、景観府民協定等で、建築物の意匠に関する有効な規制がなされている（事業実施と同時並行で策定するものも含む）場合は、地域や市町村と連携した地域の景観形成を推進するとともに、地域と一体となった公共施設整備を実施するものとする。

ア 景観地区〈景観法、都市計画法〉

「市街地の良好な景観の形成」を図るため、都市計画として定める地区である。

都市計画法の地域地区であった美観地区を母体として、大幅に発展、拡充された。

既に一定の美観が存在する地区のみならず、今後良好な景観を形成していこうとする地区について、幅広く活用できる。

建築物及び工作物の形態意匠に対する市町村による認定制度が整備され、地域の景観の質を能動的に高めていくことが可能となった。

イ 地区計画〈都市計画法〉

形態意匠の制限について、条例を制定し、市町村長が計画を認定するという景観地区と同様の仕組みである。

制限の内容を建築物の屋根又は外壁の形状又は材料という項目に限る必要がなく、現地の即地的状況に鑑みて、総合的な観点から認定を行うことができる。

既に都市計画決定されている地区計画についても、今後新たに条例を定めることができる。

これまで地区計画を活用してきた市町村において、工夫のある取組が推進されることが期待される。

ウ 建築協定〈建築基準法〉

建築協定には大きく分けて合意協定と一人（いちにん）協定がある。合意協定は、土地の所有者等が合意して得られる協定であり、既存宅地などでよく見られる。一人協定は、土地所有者が一人の場合である。これは、開発業者等が、分譲後の住環境を維持するためなどの理由で協定をあらかじめ設定する。一人協定の場合、認可の日から 3 年以内に 2 人以上の土地所有者等が存することとなった時から効力が生じる。

建築協定の特徴として、運営委員会の存在がある。地権者らによって構成される運営

委員会は、協定地域内に起こる建築行為に対して審査を行うことができる。これは、合意を結んだ土地所有者が土地を手放し、別のものが建築行為を行う場合でも同様である。

建築協定には有効期間がある。協定で自動更新にすることも可能であるが、そうでない場合、再び土地所有者等の合意を得なければならない。このため、更新を経るごとに区画数が減ることも多く、課題となっている。

エ 景観府民協定<京都府景観条例>

建築物・緑・工作物・看板・青空駐車場などのほか、地域の取組内容も含めて、景観に関するさまざまな事柄を一体的に定めることができる。

土地所有者等の合意により、自主的に協定を締結する。

第三者に譲渡されても有効である。

オ 屋外広告物規制<屋外広告物法>

看板、ポスター、ネオンサインなどの屋外に設置される広告物により、良好な景観が損なわれたり、広告物の倒壊、落下などにより事故を発生させたりしないための規制である。

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであれば、営利的な商業広告だけでなく、非営利的なものであっても、その表示する内容に関わらず、屋外広告物になり、文字だけでなく、写真やシンボルマークなど一定のイメージを与えるものも含まれる。

屋外広告物を設置する場合は、一部のものを除き、市町村の許可が必要となる。

IV 検討する上での視点

【視点1（指針の取扱い）】

指針については、実際に事業を担当する者が知識と経験を蓄積していく中で、改善を積み重ねていくことが必要です。

また、指針ですべてが解決できるわけではなく、基本を踏まえながら柔軟に考えていくことも必要です。

【視点2（景観の形成）】

景観とは、そこに関わる主体がいて、その主体と対象物の関わりの中から形成されるものです。

個人が主観的に捉えるものは、必ずしも同一であるとは限りません。

また、自然か人工かといっても、多くは完全な自然でも、完全な人工でもありません。

【視点3（公共施設の景観デザイン）】

公共施設をデザインすることには、2つの仕事が重層的に含まれています。

つまり、「公共施設をつくる仕事」と、「つくられた公共施設によって良好な景観をつくる仕事」という、2つの仕事を担っていることを認識しなければなりません。

しかし、「景観をつくる」という、特別な仕事が増えるわけではありません。

要は、これらを総合的に考えていく中で、景観を考えていけばよいのです。

【視点4（地域特性の捉え方）】

地域特性を「自然的特性」や「歴史・文化的特性」、「空間的特性」などの構成要素に分けて整理するのは便利な手法です。

しかし、現実には、それらの構成要素が相互に結びついて景観ができあがっていますので、最終的には複数の様々な要素を相互に関連させて総合的に考えることが大切です。

【視点5（自然的特性と歴史・文化的特性）】

人間が長い間生活しているところでは、自然の要素と歴史・文化的な要素が一体化しているという点をしっかりと認識しなければなりません。

自然の中に人間の手が加われば、それは、自然と人間の営みの相互作用によって生み出された文化的な景観です。

例えば、川でも堤防があれば文化的な景観、森林でも植林してあれば文化的な景観です。

自然と歴史、文化を対立的に捉えるのではなく、歴史的に形成されたものとして捉えた方が、わかりやすくなります。

【視点6（設計・施工の手順）】

設計・施工にあたっての基本的な手順は次のようになります。

まず、設計・施工する対象を整理します。

次に、対象とその周辺との関係を整理します。その時に、地域景観との関係についてもよく考えます。

そして、設計や施工の方法を考え、その方法を実施する技術的な問題を検討します。

【視点7（自然との調和）】

公共施設の整備にあたっては、利便性の視点だけではなく、「自然との調和」という視点も大切にしなければなりません。

【視点8（自然の保全）】

自然そのものに見えるものの中にも、歴史的に見ると人の手がかなり入っていることに留意しなければなりません。

川のありようや海岸線のありよう、堤防のありよう、それら1つ1つが文化であるので、それらを「自然的なもの」と「人為的なもの」、あるいは「工学的なもの」と「人文社会的なもの」というように、分けて考えるのは適切ではありません。

実際には、純粋な自然というものはあまりなく、人為が加わった自然が大半です。

「自然を保全する」際には、「その自然の中に歴史や文化の問題が投影されている」ということもしっかり押さえておくことが大切です。

【視点9（歴史・文化的な経緯の確認）】

例えば、防風林のように、地域のみどりの中には、歴史的な経緯や文化的な経緯から緑化以外の機能を備えていることもあります。

地域のみどりに手を加えるときには、それらの経緯を確認することが大切です。

【視点10（公共事業による景観形成）】

公共事業による景観形成にあたって一番大切なことは、その地域の景観特性を把握することです。

次に、公共施設が基本的に備えるべき機能、規模、構造などを地域の景観と調和させる観点が必要です。

その観点から考えていけば、施設の機能、規模、構造などについて、幾つかの選択肢からどれを採用すべきかは、自ずと決まってくるものです。

V Q&A

No	内 容	質 問	回 答
1	良好な景観 (p 4)	良好な景観とは、どのようなものなのでしょう か？	良好な景観とは、地域によって異なるものであり、統一的な定義を すると、結果的に画一的な景観を 生むおそれがあることなどから、 景観法においても定義されてい ません。 地域特性を把握し、その地域に見 合った景観形成を図っていくこ とが重要となります。
2	景観形成の3つの 側面 (p 5)	屋外広告物について、条 例で設置を認めているも のを排除することはでき ないのではないでしょ うか？	公共施設整備としてはできない 内容もあると思いますが、屋外広 告物であっても、仕様の統一や電 柱の美装化など、地域や占有者等 が連携して取り組める内容もあ ると考えます。
3	修繕工事 (p 6)	既に設置されている施設 の修繕についても適用さ れるのですか？	まとまった区域の修繕というこ とであれば、適用されます。 局部的なもので、景観形成に至ら ないものは、小規模ということで 適用除外となります。
4	適用対象 (p 6)	砂防堰堤等で人が全く来 ない所なども、対象とな るのでしょうか？	眺望景観等も考慮しなければな りませんので、小規模なものを除 き適用除外とはしていません。 景観上の影響がない等、地域の実 情に合わせ、必要に応じて適用し てください。

No	内 容	質 問	回 答
5	大規模施設 (p 6)	大規模施設と判断する目安としては、何かあるでしょうか？	現段階では、明確な数値基準等は定めていません。 施設によっても判断基準が異なってくるでしょうし、明確な数値基準を定めることまでは考えていないところです。
6	他の事業者による整備 (p 6)	本指針は京都府が実施する公共事業が対象となっていますが、京都府が管理する施設を他の事業者が整備する場合はどういう取扱いになりますか？	構想・計画段階から関係機関との連携を図っていただき、本指針に適合した措置を講ずるよう、事業者に要請するものとしています。
7	対象区域① (p 6)	対象区域は都市計画区域だけですか？	府内全域が対象となります。
8	対象区域② (p 6)	住んでいる人の立場から考えると、「自分のところもきれいにしてほしい」という話になるため、ある一定の区域に対象を区切る場合には、どのように説明するかが課題になってくるように思います。	この指針により、どのような区域の景観に重点的に配慮するかが景観基準Ⅰ、Ⅱにより明示されていますので、重点的に景観に配慮する区域とそうでない区域の違いを説明することにより住民の合意形成を図れると考えています。
9	景観計画と重点区域 (p 25)	市町村が景観計画を策定すれば、その区域は全て重点区域となるのでしょうか？	景観計画区域の中でも「重点エリア」等で位置付けられている区域に限定しています。 また、市域全体を一律に景観計画の対象区域としている場合は対象となりません。

No	内 容	質 問	回 答
10	法令等により面的な景観形成が規定される区域 (p 25)	重点地区において、「法令等により面的な景観形成が規定される区域」とは、記載されている7つの区域だけですか？	本指針では、7つの区域を重点地区（景観基準Ⅰ）としています。
11	景観上特に配慮を要する施設の周辺 (p 25)	景観基準の決定にあたって、「〇〇周辺」という表現がありますが、範囲が曖昧で確認が難しいように思います。	地域特性によって周辺の考え方も変わってきますので、具体的な数値等で基準を示すことは難しいです。 地域特性を把握するのに併せて、対象範囲を検討するようにしてください。
12	景観基準の決定手順 (p 25)	「景観上特に配慮を要する施設の周辺」において「地域景観形成計画」が作成されない場合は、「景観基準Ⅱ」となる手順となっていますが、たとえば地域の計画ができなくても、公共施設だけでも「景観基準Ⅰ」で整備すべきではないでしょうか？	事業予算が限られている状況の中では、メリハリを付けた公共施設整備が必要となること、また、法的な制限が加わっていない区域において相応の景観形成を進めるためには、地域と一体となった公共施設整備が必要不可欠であることから、地域の計画が策定されていることを条件としています。
13	地域景観形成計画 (p 25～)	「地域景観形成計画」とは、景観法で規定されている「景観計画」と同じようなものと考えればよいでしょうか？	「ミニ景観計画」と考えていただければ良いと考えます。 地域を限定した範囲で市町村が策定主体となります。

No	内 容	質 問	回 答
14	景観基準のイメージ (p 26)	歩道舗装については、インターロッキング舗装が良いとは限らず、黒舗装の方が良い場合もあると思いますが？	景観基準のイメージで示している内容は、理解しやすくするために事例として示したものですので、当然のことながら、景観基準Ⅰであっても、通常の黒舗装の方が良い場合もあります。 今後、指針を運用していく中で事例を収集し、充実を図っていきたいと考えています。
15	周囲の公共事業との整合 (p 30)	重点地区では、「地域景観形成計画」の策定により、一体的な整備が行われますが、配慮地区の場合には、同じ地区内で道路と河川がバラバラの方向性で整備されることも出てくるのではないのでしょうか？	従来からも整備内容をお互いに調整をされている事例はあると思いますが、そういった隣接工事の調整等については、景観形成の観点からも同様に行うようにしてください。
16	個別指針と個別指針（共通工種編） (p 31～)	個別指針と個別指針（共通工種編）で内容が重複するところも出てくるとと思いますが？	内容が似かよった項目もありますが、個別指針と個別指針（共通工種編）のそれぞれの観点で整備内容を検討してください。
17	指針の手続き (全般)	指針に適合しているかの審査を第三者機関が実施する等のチェックする手続きがあるのでしょうか？	新しく手続きを設けることは考えていません。

VI 用語解説

1) アダプト P. 7, P. 20, P. 21, P. 25, P. 29

市民のボランティア団体等が道路や河川の区画を「子」とする行政との合意書に基づいて、清掃活動、花壇の手入れなどを行い、行政側は、ボランティア団体等の名の入った看板の設置を認めるなどのほか、保険費用の負担等の支援を行う制度

2) コラボレーション P. 7

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。
同様の意味で、「協働」や「パートナーシップ」という用語が使われる。

3) トータルデザイン P. 7

都市計画において、周辺環境や立地条件に配慮し、一定の範囲を対象に、それを構成する建築空間や施設体をデザインするという考え方
様々な制度との障害、設計者の意識未成熟といった課題はあるが、複数の施設、空間の関係をつくること、各専門分野間のコラボレーションを図ることなどが目標となる。
また、デザインの体制づくりも含まれる。

4) GIS (Geographic Information System) P. 10

地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工することで、視覚的に表示したり高度な分析や迅速な判断を可能にする技術

5) エイジング P. 11, P. 30, P. 36

自然と上手に調和し、自然材料を中心に年月を経て味わいや風格を備えることを考慮すること。

6) イメージマップ調査 P. 14

人それぞれが日頃認識している対象区域の地図を描いてもらうことによって、地域の空間的構造を明らかにしようとする調査

7) 占用工事 P. 19

施設管理者以外の者が、継続して施設を使用する許可（占用許可）を得て実施する工事

8) ワークショップ P. 22

まちづくりにおいて、地域にかかわる様々な立場の人々が自ら参加して、地域社会の課題を解決するための改善計画を立てたり、進めていく共同作業

住民参加型の活動形態の一つとして位置づけられ、市民間の合意形成の手法としても注目されている。

9) NPO (NonProfit Organization) P. 22

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称

収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなる。

このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を「特定非営利活動法人」という。

10) TMO (Town Management Organization) P. 22

「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」による、中心市街地の活性化に関する基本計画を作成し、この構想について適当である旨の市町村の認定を受けた認定構想推進事業者

11) 国の地方支分部局 P. 22

国の行政機関が、その所掌事務を分掌させるために置く機関

12) 多自然型工法、多自然川づくり P. 28, P. 32, P. 33

治水や防波・防潮上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、また、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめ、良好な河川・海岸環境の保全あるいは復元を目指す、自然環境に配慮した工事

なお、河川事業における多自然型工法を「多自然川づくり」と称している。

13) ラウンディング P. 28, P. 37

切土の法肩付近は植生も定着しにくく、また、一般にゆるい土砂、風化岩が分布しているため、侵食も受けやすく崩壊しやすい。そこで、法肩の崩壊を極力防止するとともに景観をよくする目的で、地山と法面の不連続線を目立たなくなるように、法肩部分に丸み付けを行う処理方法

14) 日和山 (ひよりやま) P. 33

船乗りが船を出すか否かを決める際に天候を予測するために利用した山で、港町に多い。

15) 透水性舗装 P. 37

道路路面に降った雨水を舗装内の隙間から地中へ還元する機能を持った舗装で、構造上、主に歩道部で採用される。

16) ストリート・ファニチャー P. 38

直訳的には街路上の家具ということになるが、道路、主として歩道上に設置される様々な施設、例えば、標識、外灯、ベンチ、電話ボックス、ゴミ箱等が挙げられる。

17) 沖積盆地（ちゅうせきぼんち） P. 50

河川の流速が減じて運搬された土砂が堆積して形成された盆地

18) 脊梁山脈（せきりょうさんみやく） P. 50

ある地域の背骨に相当するような山脈で、分水界となるもの

19) 河岸段丘（かがんだんきゅう） P. 50

河川の浸食作用により、もとの河床が現在の河床より高い位置に台地を形成しているもので、土地の隆起や水量の変化などの回数に応じて、河川に沿って階段状の地形を形成する。